

【地震災害編】

地震災害編 目次

第1章 地震災害編の概要	1
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱	1
第2節 北杜市の概況	10
第3節 災害の想定	13
第2章 災害予防計画	21
第1節 地域防災力の向上	21
第2節 防災知識の普及・啓発	23
第3節 災害に強いまちづくり	25
第4節 防災施設等の整備	28
第5節 火災の予防対策	30
第6節 生活関連施設の安全対策	32
第7節 応急活動体制の整備	34
第8節 要配慮者対策	36
第3章 災害応急対策計画	38
第1節 応急活動体制	38
第2節 情報の収集伝達・広報	46
第3節 広域応援体制	50
第4節 消火・救助活動	53
第5節 交通輸送	54
第6節 災害警備	57
第7節 避難対策	58
第8節 医療対策	65
第9節 食料・飲料水等の供給	69
第10節 災害廃棄物処理	72
第11節 住宅等対策	75
第12節 遺体の捜索・処理・埋葬	78
第13節 応急教育	80
第14節 生活関連施設の応急対策	82
第15節 被災者の生活支援	84
第16節 災害ボランティア活動	87
第17節 災害救助法の適用	88
第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画	90
第1節 総則	90
第2節 南海トラフ地震に関する情報	92
第3節 関係者との連携協力の確保	94
第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等	94
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	96
第6節 防災訓練計画	96
第7節 防災教育・知識の普及・啓発	96
第5章 災害復旧・復興対策計画	97
第1節 災害復旧	97

第1章 地震災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱

第1 防災関係機関の役割

1 北杜市

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 山梨県

市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

その業務の公共性にかんがみ、自ら防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

※指定行政機関：国の行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

※指定地方行政機関：指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

※指定公共機関：NTT 東日本等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で内閣総理大臣の指定するもの。

※指定地方公共機関：土地改良区等の公共的施設の管理者及び県の地域において、電気、ガス等の公益的事業を営む法人で知事の指定するもの。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 北杜市

(1) 災害予防

ア 防災組織の整備

イ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援

ウ 防災訓練の実施

エ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検

第1章 地震災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱

- オ 防災に関する施設及び設備の整備、点検
- カ 過去の災害に係る情報の収集、整理等
- キ 減災力の強いまちづくりの推進
- ク 前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- イ 警報の発令及び伝達、避難指示等の発令
- ウ 消防、水防その他の応急措置
- エ 被災者の救出、救助その他の保護
- オ 被災者等からの相談窓口の設置
- カ 応急教育の実施
- キ 被災施設及び設備の応急復旧
- ク 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- ケ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- コ 緊急輸送の確保
- サ 広域一時滞在に関する協定の締結
- シ 前各号のほか、災害発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置

(3) 災害復旧

- ア 被災した施設等の原形復旧
- イ 災害の再発防止
- ウ 前各号のほか、将来の災害に備える措置

2 峡北広域行政事務組合消防本部

- ア 消防力の整備
- イ 防災教育訓練
- ウ 災害の予防、警戒及び防ぎよ
- エ 災害時の避難、救助及び救急
- オ 消防団との連絡調整
- カ その他災害対策

3 山梨県

(1) 災害予防

- ア 地震防災に関する防災組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ウ 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- エ 大規模な地震防災訓練の実施
- オ 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- カ 地震防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- キ 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
- ク 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による適切な管理及び耐震対策の強化促進
- ケ 危険物等災害予防対策の推進
- コ 地震防災応急計画の作成指導
- サ 自主防災組織の育成、指導及びその他県民が実施する地震対策の推進
- シ 大震火災対策の推進

- ス 前各号のほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善
- (2) 災害応急対策
- ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
 - イ 南海トラフ地震に関連する情報及び地震情報等の伝達並びに広報の実施
 - ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
 - エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
 - オ 避難の指示
 - カ 被災者の救助その他の保護
 - キ 市町村長からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
 - ク 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
 - ケ 清掃、防疫その他の保健衛生措置
 - コ 犯罪の予防、交通規則その他の社会秩序維持の措置
 - サ 緊急輸送の確保
 - シ 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施
 - ス 県の施設等の安全措置及び応急復旧
 - セ 広域一時滞在に関する協定の締結
 - ソ 他機関への応援要請
 - タ 前各号のほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置
- (3) 災害復旧
- ア 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
 - イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進

4 指定地方行政機関

- (1) 関東財務局（甲府財務事務所）
- ア 東海地震臨時金融対策連絡協議会等による金融業務の円滑な措置の指示
 - イ 日本銀行甲府支店との協議等に基づく金融上の措置
 - (ア) 預貯金等の払戻し等の特例措置
 - (イ) 手形交換の特例措置
 - (ウ) 休日営業の特例措置
 - (エ) 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - (オ) 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
 - (カ) 保険料支払いの迅速化措置
 - (キ) 地方公共団体が応急対策の実施の用に供する場合における普通財産の無償貸付
- (2) 関東農政局（山梨支局）
- ア 災害時における食糧の供給の実施準備について関係機関に協力を求める措置
 - イ 自ら管理又は運営する施設、設備の保守
 - ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導
 - エ 地震防災上設備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備
 - オ 地震防災に関する情報の収集及び報告
 - カ 主要食糧等の在庫状況把握
- (3) 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）
- ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持・造成

第1章 地震災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱

- イ 民有林直轄治山事業の実施
- ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (4) 関東経済産業局
 - 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
- (5) 関東東北産業保安監督部
 - ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保
 - イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策
- (6) 東京管区気象台（甲府地方気象台）
 - ア 南海トラフ地震に関連する情報等の通報
 - イ 地震の観測並びにその成果の収集及び発表
 - ウ 地震情報の発表と伝達
 - エ 緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報及び地震防災知識の普及
 - オ 異常現象発見の通報に対する適切な措置
- (7) 関東総合通信局
 - ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
 - イ 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援
 - ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出し
 - エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
 - オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
- (8) 山梨労働局
 - ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査
 - イ 事業場内労働者の二次災害の防止
- (9) 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所）
 - ア 防災上必要な教育及び訓練
 - イ 通信施設等の整備
 - ウ 災害危険区域等の関係機関への通知
 - エ 官庁施設の災害予防措置
 - オ 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等
 - カ 水防活動、土砂災害防止活動
 - キ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握
 - ク 災害時における復旧資材の確保
 - ケ 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等
 - コ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄
 - サ 東海地震の地震防災強化地域に係る地震防災強化計画
 - (ア) 地震防災応急対策に係る措置
 - (イ) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
 - (ウ) 中央防災会議主事会議の申合せ
 - (エ) 大規模な地震に係る防災訓練
 - (オ) 地震防災上必要な教育及び広報
 - シ 南海トラフ地震防災対策推進計画

- (ア) 初動体制の立ち上げ
- (イ) 避難支援（住民等の安全確保）
- (ウ) 被災状況等の把握
- (エ) 被災者の救命・救助
- (オ) 被害の拡大防止・軽減
- (カ) 被災した地方公共団体支援
- (キ) 被災者・避難者の生活支援
- (ク) 施設等の復旧、被災地域の復興
- (ケ) 強い揺れへの備え
- (コ) 巨大な津波への備え

ス 首都直下地震対策計画

- (ア) 首都中枢機能の継続
- (イ) 避難支援（住民等の安全確保）
- (ウ) 所管施設・事業者における利用者の安全確保
- (エ) 被災状況等の把握
- (オ) 被災者の救命・救助
- (カ) 被害の拡大防止・軽減
- (キ) 被災した地方公共団体支援
- (ク) 被災者・避難者の生活支援
- (ケ) 施設等の復旧、首都圏の復興
- (コ) 強い揺れへの備え
- (サ) 巨大な津波への備え

セ 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

(10) 関東地方環境事務所

- ア 有害物資等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

(11) 国土地理院関東地方測量部

- ア 災害時における地理空間情報の整備・提供
- イ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
- ウ 地殻変動の監視

5 自衛隊（陸上自衛隊第一特科隊）

(1) 平素における準備

- ア 防災関係資料の整備
- イ 関係機関との連絡・調整
- ウ 災害派遣計画の作成
- エ 防災に関する教育訓練
- オ その他
 - (ア) 防災関係資機材の点検・整備
 - (イ) 隊員の非常参集態勢の整備

(2) 災害派遣の準備

- ア 災害派遣初動の準備

第1章 地震災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱

- イ 災害等情報の収集
- ウ 通信の確保
- エ 要請等の確認及び派遣要領の決定

(3) 災害派遣の実施

要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣

(4) 撤収及び撤収後の措置

6 指定公共機関

(1) 東日本旅客鉄道株式会社

- ア 東海地震予知情報（警戒宣言等）及び南海トラフ地震に関する情報の伝達
- イ 列車運転規制措置
- ウ 旅客の避難及び救護体制の確立
- エ 列車の運行状況等の広報
- オ 発災後に備えた資機材及び人員等の配備体制
- カ 災害発生のおそれのある河川の水位観測
- キ 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保

(2) 東日本電信電話株式会社（山梨支店）、株式会社NTTドコモ（山梨支店）

- ア 主要通信の確保
- イ 通信疎通状況等の広報
- ウ 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく手配

(3) 日本赤十字社（山梨県支部）

- ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
- イ 応援救護班の体制確立とその整備
- ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
- エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
- オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
- カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
- キ 義援金の募集及び配分

(4) 日本放送協会（甲府放送局）

- ア 地震情報の伝達及び状況報告（部内）
- イ 非常組織の整備
- ウ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動
- エ 地震予知に関する情報等の発信、ニュースの可及的速やかな報道

(5) 中日本高速道路株式会社（八王子支社）

- ア 南海トラフ地震に関連する情報及びその他地震に関する情報の伝達
- イ 利用者への広報
- ウ 災害時における復旧資機材と人員の配備
- エ 緊急輸送を確保するための措置

(6) 日本通運株式会社（山梨支店）

- ア 安全輸送の確保
- イ 災害対策用物資等の輸送のための車両の確保
- ウ 知事及び各機関からの車両借上要請に対処しうる体制の確立

- (7) 東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）
 - ア 電力供給施設の災害予防措置
 - イ 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧
 - ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- (8) 日本銀行（甲府支店）
 - ア 災害時における金融緊急措置の実施にかかる金融機関への要請
 - イ 金融機関の支払現金準備に関する措置
 - ウ 損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えのための必要な措置
 - エ 日本銀行代理店、取引銀行との緊密な連絡による国庫事務の円滑な運営
- (9) 日本郵便株式会社（甲府中央郵便局）
 - ア 地方公共団体又は郵便事業株式会社が収集した被災者の避難所開設状況、避難者リスト等の情報の相互提供
 - イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
 - ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - オ 郵便局窓口業務の維持
 - カ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
 - キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
 - ク 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

7 指定地方公共機関

- (1) 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）
 - ア 地域住民に対する各種情報等の報道
 - イ 地域住民に対する情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道のための体制の確立
 - ウ 日本放送協会に準ずる措置
- (2) 輸送機関（山梨交通株式会社、一般社団法人山梨県トラック協会）
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的速やかに即応する体制の整備
- (3) ガス供給機関（一般社団法人山梨県 LP ガス協会）
 - ア ガス供給施設の保安整備
 - イ 災害発生後の点検のための人員確保、配備手配
 - ウ 被災地に対するガス供給の確保
- (4) 医師会（一般社団法人山梨県医師会、一般社団法人北巨摩医師会）
 - ア 被災者に対する救護活動の実施
 - イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 梨北農業協同組合、峡北森林組合
 - ア 市が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 農林産物等の災害応急対策に対する指導
 - ウ 被災農家に対する資金の融資又はそのあっせん

第1章 地震災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱

エ 農林業生産資材等の確保、あっせん

(2) 北杜市商工会

ア 市が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力

イ 災害時における物価安定についての協力

ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん

(3) 病院等医療施設の管理者

ア 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検

イ 災害時における病人等の収容、保護体制の準備

ウ 必要に応じた入院患者の避難体制の確立と来院者への伝達

(4) 社会福祉施設及び学校施設の管理者

ア 児童生徒に対する南海トラフ地震に関連する情報等の伝達

イ 避難確保計画等による避難又は状況に応じた下校の督励

ウ 施設設備の整備点検及び消防水利の確保

エ 災害時における収容者の保護受入れの準備

オ 火気使用及び実験学習の中止

カ 応急医薬品の整備

(5) 公共施設等の施設管理者

ア 避難訓練の実施

イ 災害時における応急対策

(6) 不動産関係団体（公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会）

ア 民間賃貸住宅に関する貸し主への協力依頼

イ 民間賃貸住宅の情報の提供

ウ 民間賃貸住宅の円滑な提供

9 その他の公共的団体

(1) 社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会、北杜市社会福祉協議会）

ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整

イ ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保

(2) 山梨県ボランティア協会

ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整

イ ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保

(3) 協定締結事業者・団体等

市が実施する防災に関する対策への協力

第3 住民、自主防災組織及び事業所の責務

1 住民（自助）

(1) 自宅の耐震化、室内の安全対策等

(2) 最低3日分（推奨1週間分）の飲料水、食料及び物資の備蓄

(3) 地域の災害危険箇所、緊急避難場所・避難所、避難経路の確認、災害の教訓等の把握

(4) 家族内の連絡体制等の確認

(5) 自主防災組織への加入、自主防災活動への参加

2 自主防災組織（共助）

- (1) 自主防災組織の体制整備
- (2) 地区防災計画の策定
- (3) 避難訓練、初期消火訓練、救出訓練、避難所運営訓練等の実施
- (4) 防災知識の普及・啓発及び地域の危険箇所の周知
- (5) 防災資機材の購入及び点検
- (6) 災害時の情報の収集、初期消火及び救助活動
- (7) 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援
- (8) 避難所の開設及び運営

3 事業所（自助）

- (1) 管理施設及び設備の耐震化及び安全対策
- (2) 自衛消防隊等の結成
- (3) 避難訓練、初期消火訓練、救出訓練等の実施
- (4) 最低3日分の飲料水、食料及び物資の備蓄
- (5) 従業員への防災知識の普及・啓発及び災害時の行動の周知
- (6) 地域の自主防災活動への参加及び協力
- (7) 事業の継続への取り組み

第2節 北杜市の概況

第1 自然的条件

1 位置及び面積

市は、県の北西部に位置し、西から北にかけては長野県伊那市・富士見町・南牧村・川上村に接し、東から南にかけては、甲府市・甲斐市・韮崎市・南アルプス市に接している。

市の総面積は、602.48 km²で県の総面積の13.5%を占めている。

〈市の位置等〉

位置（市役所）	最標高	広ぼう
東経 138 度 51 分 28 秒 北緯 35 度 46 分 23 秒	2,966m (甲斐駒ヶ岳)	東西約 39km 南北約 28.5km

2 地勢

市は、北は八ヶ岳連峰、北東は瑞牆山・金峰山を代表とする秩父山地、東は茅ヶ岳、南西は甲斐駒ヶ岳から連なる南アルプスに周囲を囲まれている。

市は、八ヶ岳及び茅ヶ岳南麓に広がる火山性の台地部分と、釜無川の沖積平野にあたる扇状地・低地及び須玉川の低地とに区分される。

3 地質

市西部の甲斐駒ヶ岳周辺の山地は火山岩である黒雲母花崗岩、山麓の扇状地は土石流堆積、釜無川及び武川沿いの低地は砂礫から構成されている。

市の北部から中央部の八ヶ岳南麓は、八ヶ岳の山体崩壊による岩屑なだれの堆積物が広く堆積している。

市東部の山地は、千枚岩、硬砂岩等の堆積岩、火山噴出物・火山岩、黒雲母花崗岩等からなっている。

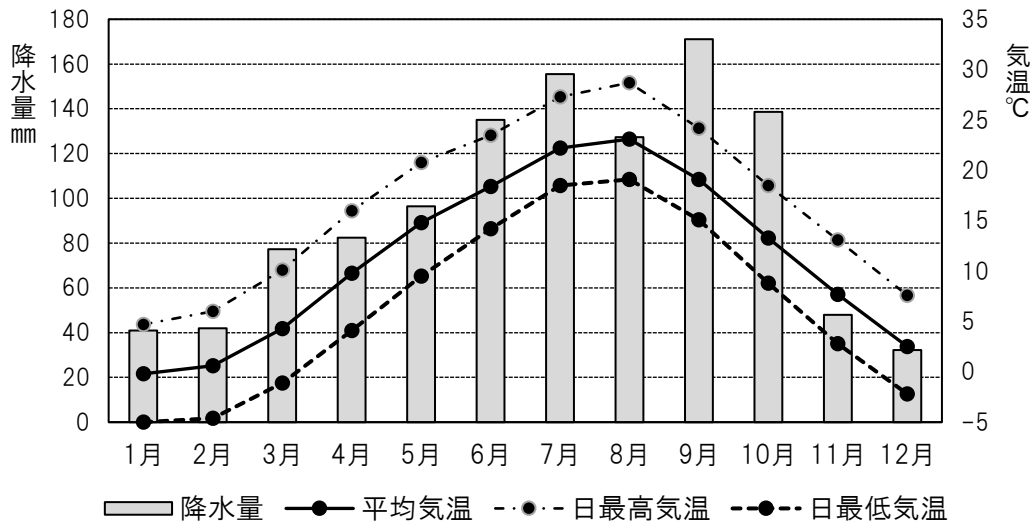
4 気象

市は、太平洋気候の内陸性のため夏冬の寒暖の差が大きい特徴がある。

また、県内では平均気温の低い地域に属し、甲府盆地の中心部よりおよそ3℃程度低くなる傾向にある。

夏季は比較的乾燥し、涼風がそよぐ高原地特有のしのぎやすい気候である。冬季は、降水量が特に少なく、八ヶ岳からの乾燥した北西風が強いものの、晴天が多い特徴がある。

年間降水量は1,100ミリメートル程度で、甲府盆地中心部と同様に降水量は比較的少ない。



※気象庁HPによる。

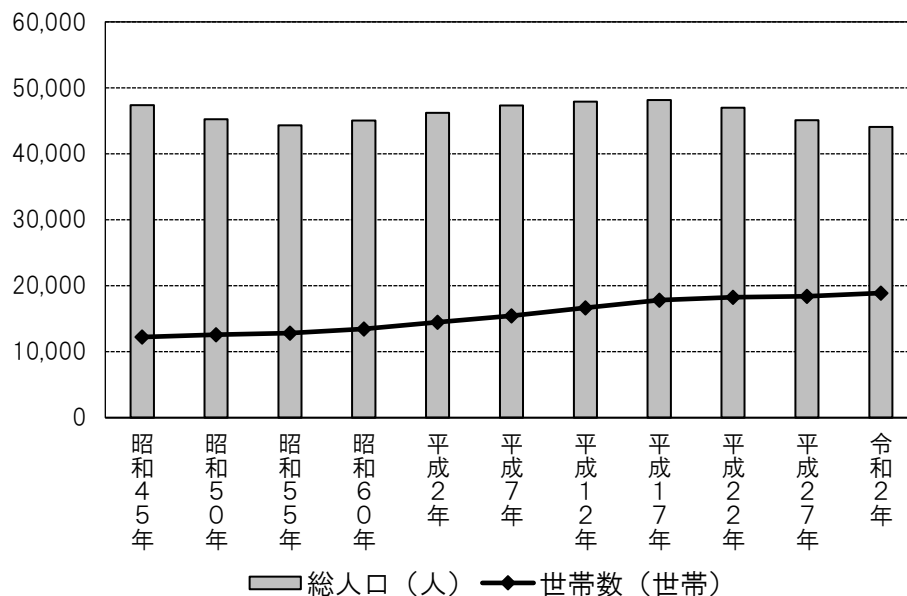
〈降水量・気温の変化（大泉における1991～2020年の平均値）〉

第2 社会的条件

1 人口

市の人口は44,053人で、5年間で2.35%の減少となっている。世帯数は18,893世帯で、5年間で2.63%の増加となっており、一世帯当たりの人口は2.33人となっている（令和2年国勢調査）。

また、65歳以上の高齢者人口の割合は40.01%で年々増加傾向にあり、県の割合の31.1%を大きく上回っている（令和2年国勢調査）。



※市HPによる。

〈人口の推移〉

2 産業

市の産業別就業構造は、昭和35年には産業の中心として第1次産業が高い割合を示していたが、昭和50年代を転機に第2次産業へ移行し、昭和55年以降は第3次産業へと大きく移行している。

現在、就業人口に占める第3次産業の割合は、50%を超えている。

3 土地利用

市の土地の利用状況は、76.4%が森林等となっている。

地域別には、須玉町、大泉町、白州町及び武川町で総面積の80%以上を森林が占めている。

一方、明野町、高根町、長坂町及び小淵沢町は、森林の占める割合が低く、農用地が占める割合が高くなっている。

4 交通

市のほぼ中央を南北にJR中央本線が通っており、小淵沢駅から東へJR小海線が通っている。

また、JR中央本線と平行して中央自動車道が通っており、市内には須玉インターチェンジ、長坂インターチェンジ及び小淵沢インターチェンジがある。

一般国道は、20号が韮崎方面から長野県富士見町方面へ、141号が韮崎方面から長野県南牧村方面へ通じている。

主要な幹線路線バスは、韮崎方面に運行されているほか、市内においては、市民バスがそれぞれの生活圏を繋ぐように運行され、遠くの拠点施設への移動、生活圏内での移動に利用されている。

第3節 災害の想定

第1 地震の環境

1 活断層

山梨県内の主要な活断層は、長野県北西部から甲府盆地の西縁にかけて延びる糸魚川－静岡構造線断層帯及び甲府盆地南縁に延びる曾根丘陵断層帯である。

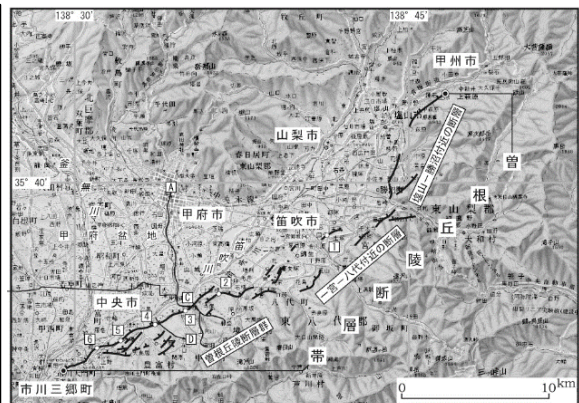
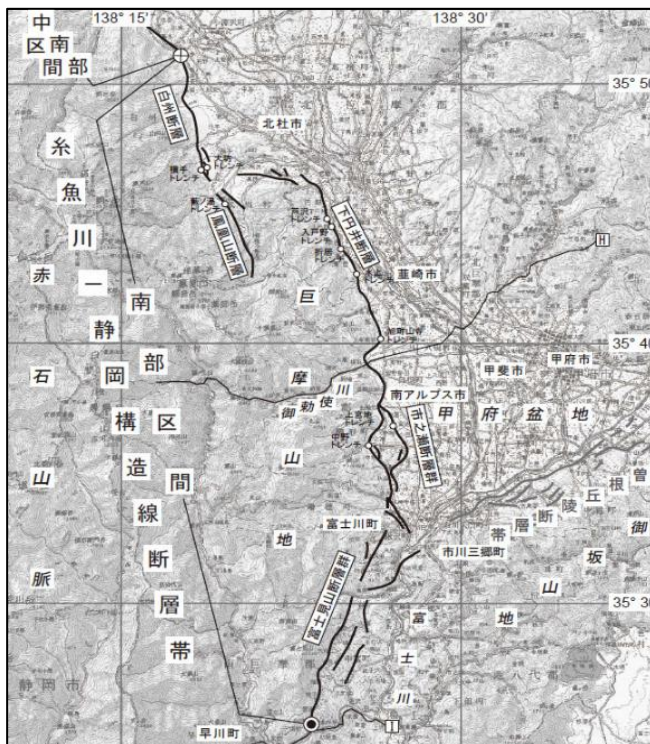
糸魚川－静岡構造線断層帯は、長野県北部から諏訪湖付近を經由して山梨県南部にかけて延びる活断層帯で、4つの区間に分割され、そのうち中南部区間及び南部区間が市域と接近している。

曾根丘陵断層帯は、甲府盆地の南縁に位置する曾根丘陵に沿って分布する活断層帯である。

〈将来の地震発生の可能性〉

糸魚川－静岡構造線断層帯	中南部（諏訪湖北方－下葛木）区間	地震の規模：マグニチュード7.4程度 地震発生確率：30年以内に、0.9%～8%
	南部（白州－富士見山）区間	地震の規模：マグニチュード7.6程度 地震発生確率：30年以内に、ほぼ0%～0.1%
曾根丘陵断層帯		地震の規模：マグニチュード7.3程度 地震発生確率：30年以内に、1%

※地震調査研究推進本部 HP による。



※地震調査研究推進本部 HP による。

〈活断層の分布〉

2 地震災害の履歴

山梨県に被害を及ぼす地震は、主に相模トラフ、駿河トラフ及び南海トラフ沿いで発生する海溝型巨大地震及び陸域の浅い場所で発生する地震である。

過去に発生した地震災害の履歴は、次のとおりである。

第1章 地震災害編の概要
第3節 災害の想定

〈山梨県における地震の履歴〉

災害発生日	被害状況
1703 (元禄16) 11. 23	【元禄地震M8. 2】 江戸・関東諸国で震度大、甲府では城・町で潰134軒、半潰166軒、堤破損3,160間、郡内で死者83人、潰家211軒、半潰115軒、山崩れ合計10万坪
1707 (宝永4) 10. 4	【宝永地震M8. 6】 未刻、五畿七道、わが国最大級の地震の一つ、潰家は東海、近畿中部南部、四国のほか信濃・甲斐でも多く、富士川は山崩れのために塞がった。
1707 (宝永4) 10. 5	卯刻、甲斐を中心に大余震あり、甲斐等で本震より強く感じ、大きな被害(潰家7,397軒、同寺254軒、死者24人)となった。
1707 (宝永4) 11. 23	未明から富士山大噴火、関東一円に砂が降り、宝永山が出現する。
1854 (嘉永7) 11. 4	【安政東海地震M8. 4】 五ツ半過ぎ、東海・東山・南海諸道に大地震、甲府では町屋7割潰れ、鰍沢では住家9割潰れ、死者150人
1891 (明治24) 12. 24	山梨・静岡県境を震央とする地震 (M6. 5)、北都留郡で地割れ数箇所、家・土蔵の壁落ち、落石あり
1898 (明治31) 4. 3	山梨県中部を震央とする地震 (M5. 9)、南巨摩郡睦合村 (現南部町) で山岳 (安部岳) の崩壊、地面の亀裂、石碑・石塔の転倒、家屋にも多少の被害
1902 (明治35) 5. 25	山梨県東部を震央とする地震 (M5. 4)、南都留郡より神奈川県にわたって地面に小亀裂、土蔵等に多少の破損、日影村 (現甲州市) に小亀裂等
1915 (大正4) 6. 20	山梨県東部を震央とする地震 (M5. 9)、甲府市水道管亀裂4～5箇所
1918 (大正7) 6. 26	神奈川県西部を震央とする地震 (M6. 3)、谷村 (現都留市) で石垣崩壊、石塔転倒、土蔵壁亀裂・剥離等多く、鰍沢町 (現富士川町) でも墓石転倒、土蔵壁脱落等あり、甲府市付近で水道管破裂7～8箇所
1923 (大正12) 9. 1	【関東大地震 (M7. 9、甲府震度6)】 県内死者20人、負傷者116人、全壊家屋1,761棟、半壊4,992棟、地盤の液状化現象3箇所
1924 (大正13) 1. 15	【丹沢地震 (M7. 3、甲府震度6)】 県東部で負傷者30人、全壊家屋10棟、半壊87棟、破損439棟、水道破損60箇所
1944 (昭和19) 12. 7	【東南海地震 (M7. 9)】 甲府市付近で負傷者2人、全壊家屋26棟、半壊8棟、屋根瓦落下29箇所等 (山梨日日新聞)
1976 (昭和51) 6. 16	山梨県東部を震央とする地震 (M5. 5)、県東部で住家等一部破損77棟、道路22箇所、田畑31箇所、農業用施設79箇所等
1983 (昭和58) 8. 8	山梨県東部を震央とする地震 (M6. 0)、県東部を中心に19市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者5人、住家半壊1棟、一部破損278棟、田147箇所、農林業用施設55箇所、道路21箇所、商工被害78件、停電全世帯の66%等、被害総額3億5千万円
1996 (平成8) 3. 6	山梨県東部を震央とする地震 (M5. 8)、県東部を中心に14市町村で被害、負傷者3人、住家一部破損86棟、水道被害3,901戸等、被害総額1億5千万円
2011 (平成23) 3. 11	【東日本大震災 (M9. 0、北杜市震度5弱)】 市内で停電。輪番停電の実施等

M：マグニチュード

第2 被害想定

山梨県は、県内に被害をもたらす可能性がある地震を対象として、最新の科学的知見に基づき海溝型・活断層型の想定地震を設定し、被害想定調査（山梨県地震被害想定調査結果（令和5年5月26日発表））を実施した。

ここでは、計画の前提条件として、これらの調査による被害の程度を取りまとめる。

1 想定地震

想定地震は、次のとおりである。

このうち、市に最も影響がある地震は、①南海トラフの巨大地震（東側ケース）、③糸魚川-静岡構造線断層帯中南部区間、④糸魚川-静岡構造線断層帯南部区間、⑤曾根丘陵断層帯である。

〈想定地震〉

想定地震	タイプ	地震規模※1	地震発生確率 (30年以内)
①南海トラフの巨大地震（東側ケース）	海溝型	M9クラス (Mw9.0)	70～80%
②首都直下地震（M7クラス立川市直下）	海溝型	M7クラス (Mw7.3)	70%程度
③糸魚川-静岡構造線断層帯中南部区間	活断層型	M7.4 (Mw6.8)	0.9～8%
④糸魚川-静岡構造線断層帯南部区間	活断層型	M7.6 (Mw7.0)	ほぼ0～0.1%
⑤曾根丘陵断層帯	活断層型	M7.3 (Mw6.8)	1%
⑥扇山断層	活断層型	M7.0 (Mw6.5)	対象外
⑦身延断層	活断層型	M7.0 (Mw6.5)	不明
⑧塩沢断層帯	活断層型	M6.8 (Mw6.4)	4%以下
⑨富士川河口断層帯	活断層型	セグメントA:M7.2 (Mw7.3)※2 セグメントB:M8.3 (Mw7.8)	10～18% 2～11%
⑩【参考】首都直下地震（M8クラス相模トラフ）	海溝型	M8クラス (Mw8.0)	ほぼ0～6%

※1 M（マグニチュード）：地震の規模を示す指標で震央距離と揺れの大きさから計算される。

Mw（モーメントマグニチュード）：地震の岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）を基にして計算される。

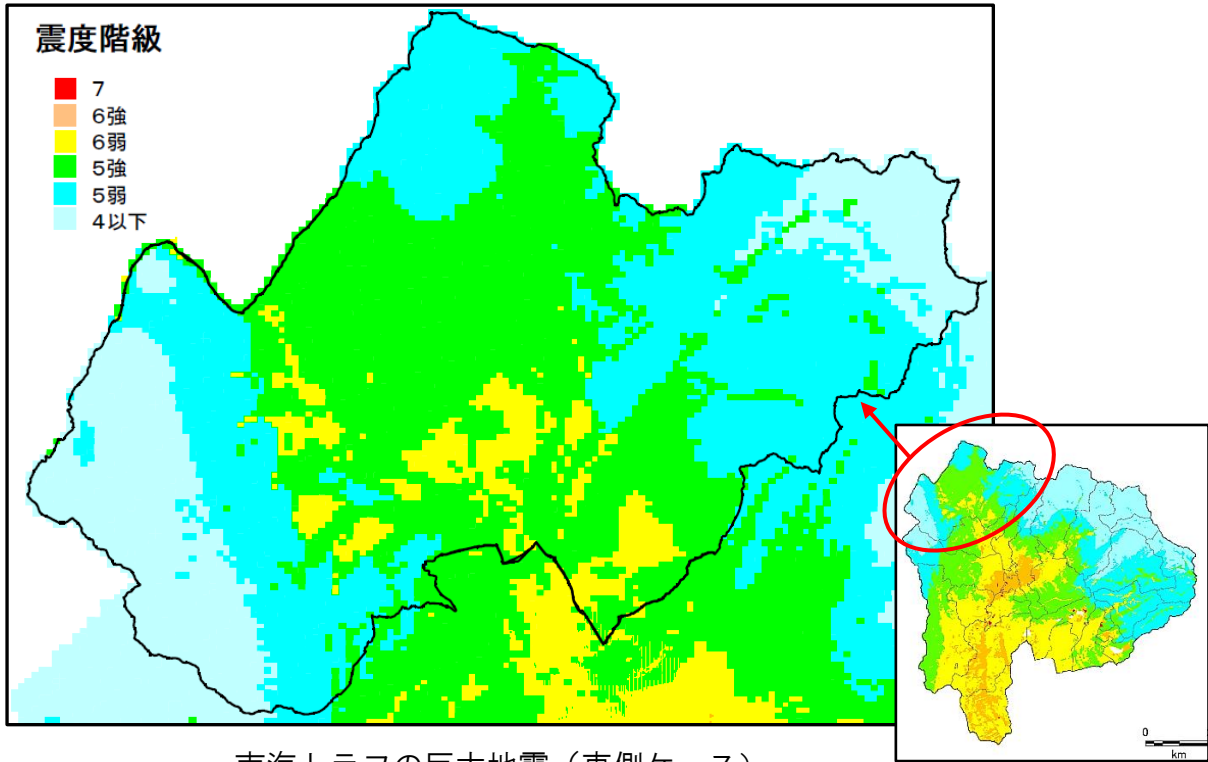
※2 セグメント：活断層において、同時に活動する固有の最小単位（Aは陸域部、Bは海域部）

2 地震動

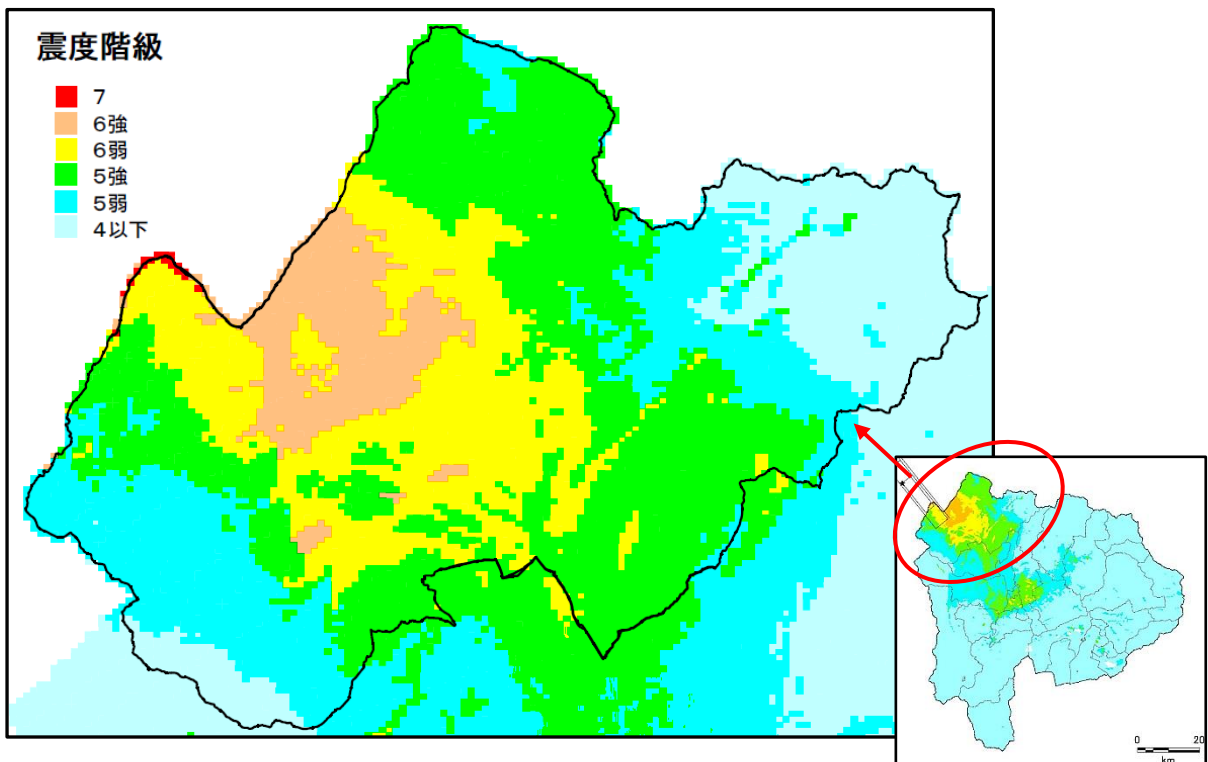
4つの想定地震で予測された最大震度は、次のとおりである。

〈地震動予測〉

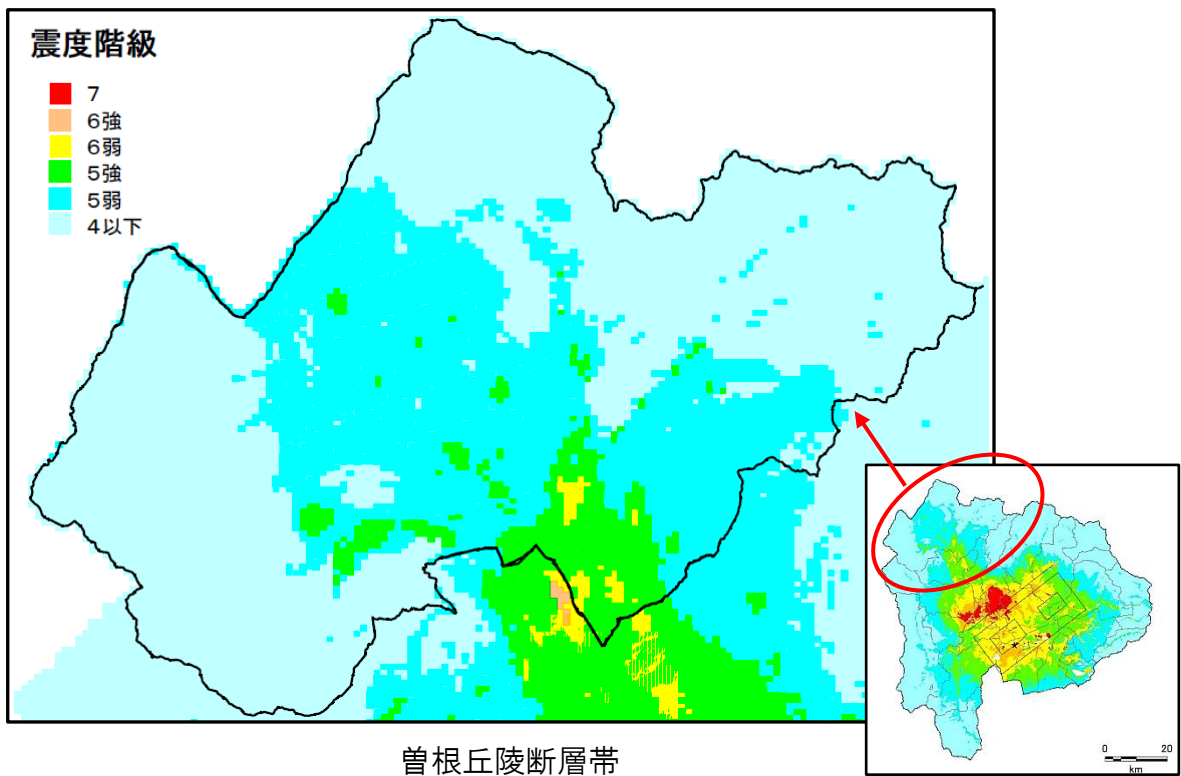
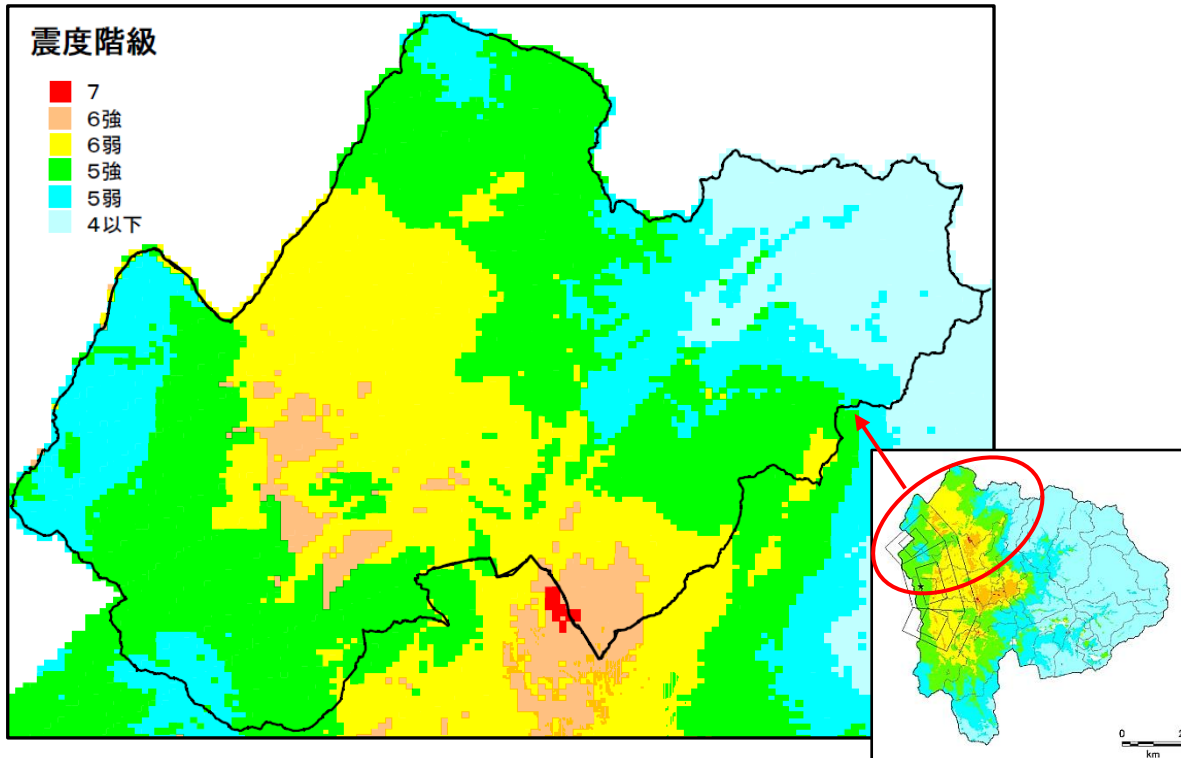
想定地震	市域の最大震度
南海トラフの巨大地震（東側ケース）	震度6弱
糸魚川-静岡構造線断層帯中南部区間	震度7
糸魚川-静岡構造線断層帯南部区間	震度7
曾根丘陵断層帯	震度6弱



南海トラフの巨大地震（東側ケース）



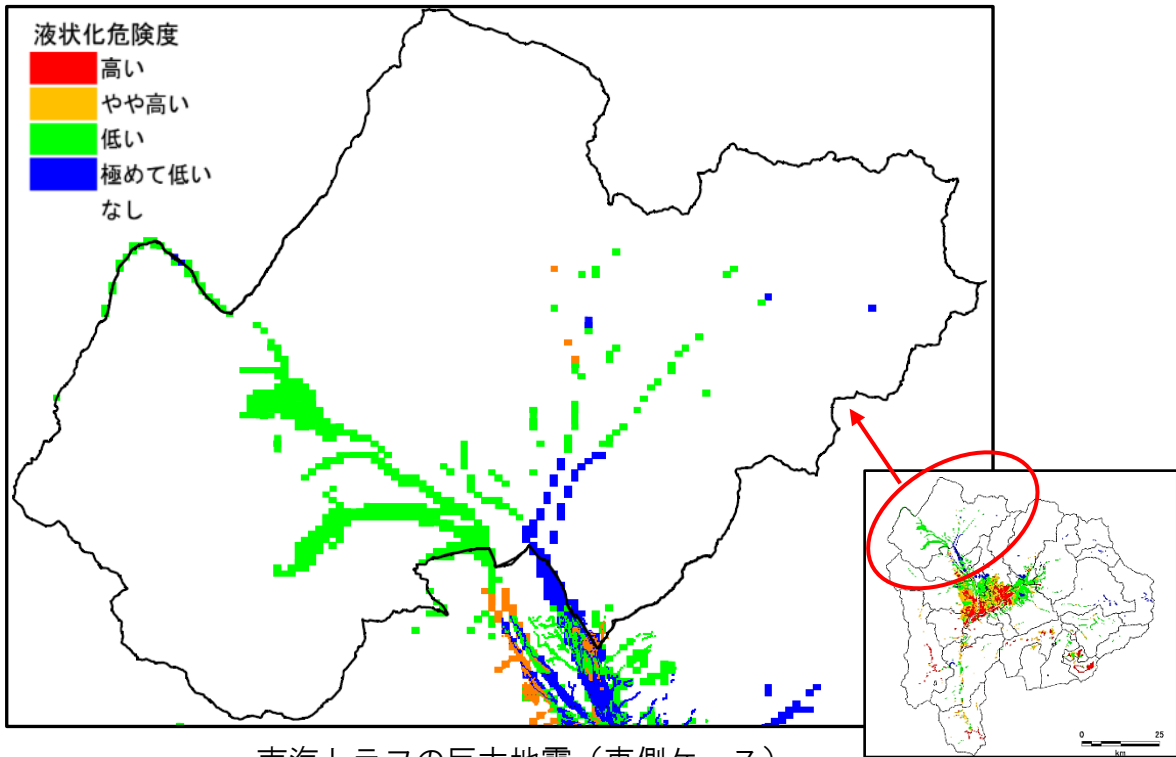
糸魚川-静岡構造線断層帯中南部区間



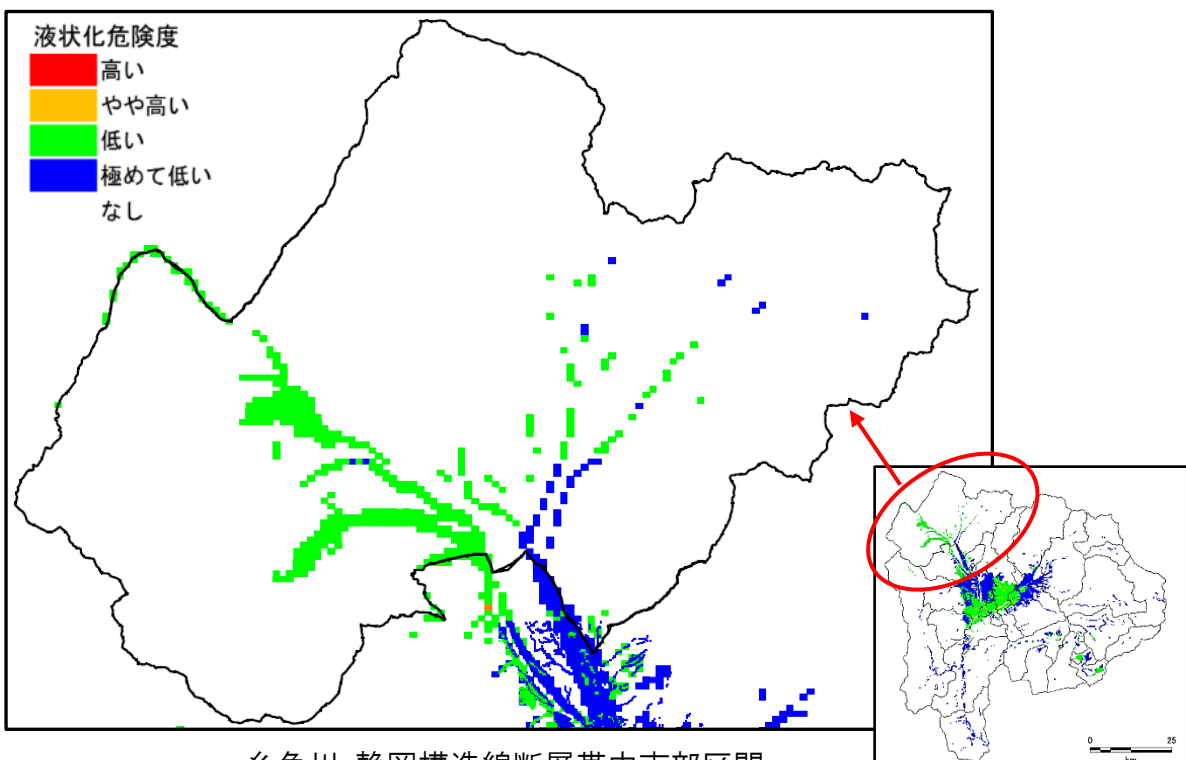
3 液状化危険度

4つの想定地震で予測された液状化危険度は、次のとおりである。

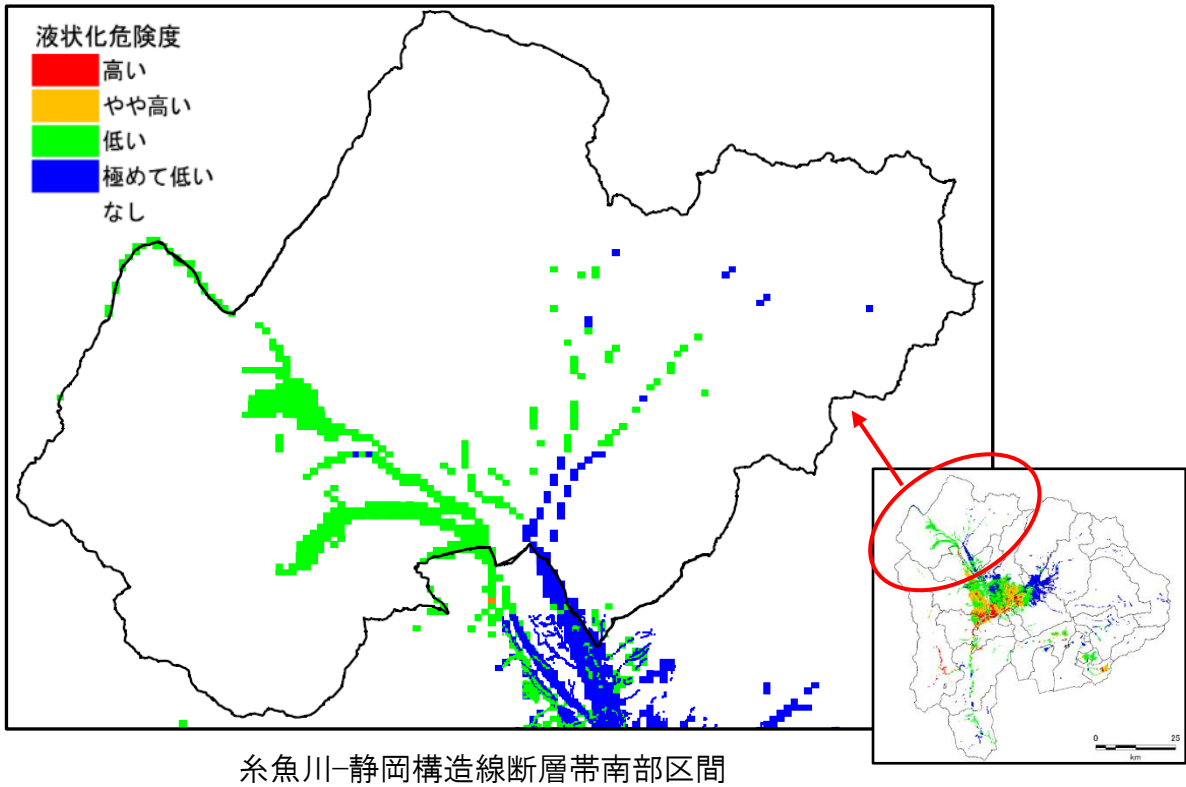
液状化は、塩川、釜無川、大武川といった河川沿いの低地で発生が想定されるが、いずれも、危険度が「低い」又は「極めて低い」となっている。



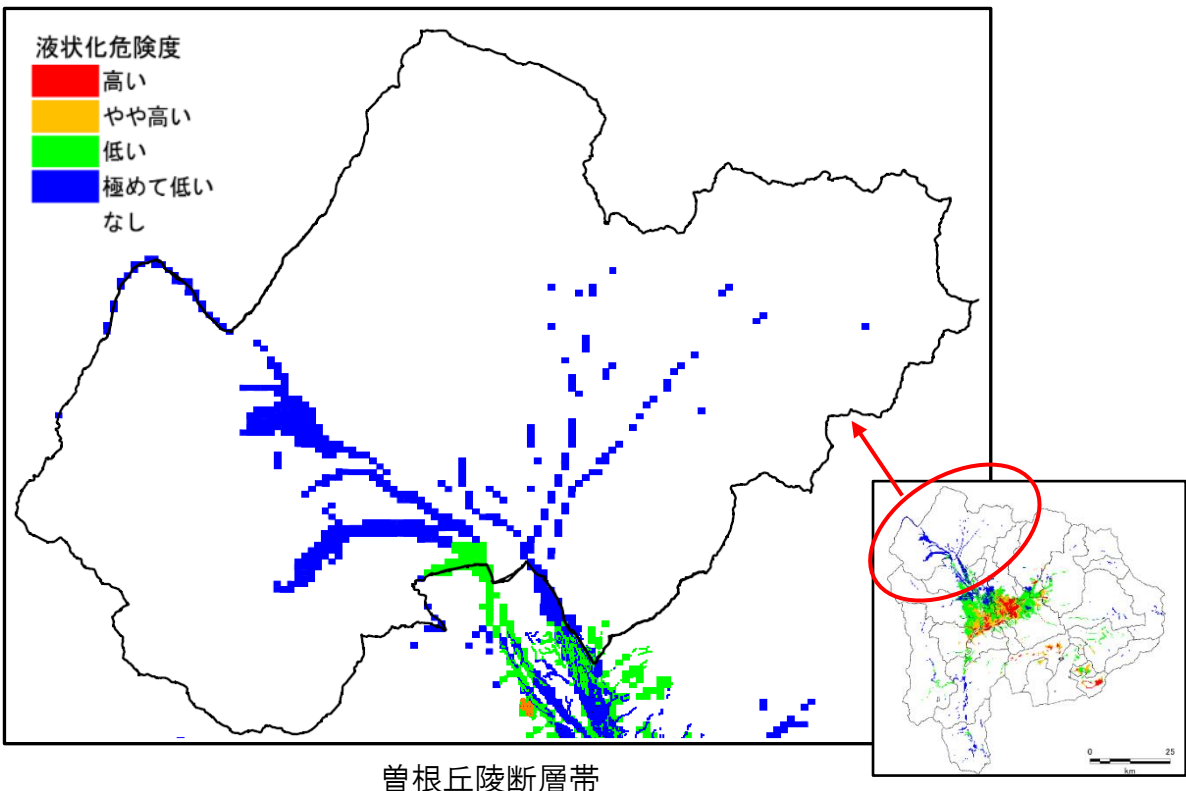
南海トラフの巨大地震（東側ケース）



糸魚川-静岡構造線断層帯中南部区間



糸魚川-静岡構造線断層帯南部区間



曾根丘陵断層帯

4 被害量

4つの想定地震で予測された人的・物的被害は、次のとおりである。
なお、地震発生時の条件は、冬季18時、風速8m/sである。

第1章 地震災害編の概要
第3節 災害の想定

〈被害量〉

想定地震		南海トラフの巨大地震	糸魚川-静岡構造線断層帯中南部区間	糸魚川-静岡構造線断層帯南部区間	曾根丘陵断層帯	
建物被害	全壊	610棟	9,337棟	3,986棟	279棟	
		液状化	5棟	4棟	5棟	1棟
		揺れ	601棟	9,319棟	3,972棟	277棟
		急傾斜地	4棟	4棟	4棟	2棟
	半壊	1,799棟	7,529棟	5,111棟	931棟	
		液状化	38棟	30棟	35棟	6棟
		揺れ	1,753棟	7,493棟	5,068棟	921棟
		急傾斜地	8棟	7棟	8棟	4棟
	火災	—	10棟	5棟	—	
	ブロック塀の倒壊	682件	2,016件	1,691件	85件	
自動販売機の転倒	2台	6台	7台	0台		
屋外落下物が生じる建物	3棟	708棟	107棟	—		
死者	35人	490人	217人	16人		
ゆれ建物被害	(うち屋内収容物)	34人	489人	217人	16人	
		0人	4人	2人	0人	
	火災	0人	1人	0人	0人	
	急傾斜地	0人	0人	0人	0人	
	ブロック塀・自動販売機の転倒	0人	0人	0人	0人	
	屋外転倒物・落下物	0人	0人	0人	—	
	負傷者	328人	2,461人	1,307人	170人	
ゆれ建物被害	(うち屋内収容物)	327人	2,458人	1,306人	169人	
		9人	66人	33人	3人	
	火災	0人	2人	1人	0人	
	急傾斜地	0人	0人	0人	0人	
	ブロック塀・自動販売機の転倒	0人	0人	0人	0人	
	屋外転倒物・落下物	0人	0人	0人	—	
	(うち重傷者)	48人	758人	327人	23人	
ゆれ建物被害	(うち屋内収容物)	47人	756人	326人	23人	
		2人	14人	7人	0人	
	火災	0人	1人	0人	0人	
	急傾斜地	0人	0人	0人	0人	
	ブロック塀・自動販売機の転倒	0人	0人	0人	0人	
	屋外転倒物・落下物	0人	0人	0人	—	
	要救助者数	55人	878人	352人	25人	
避難者数	1日後	702人	8,582人	3,869人	333人	
	1週間後	1,276人	9,515人	5,695人	390人	
上水道断水人口(直後)	6,886人	19,396人	18,315人	1,418人		
下水道機能支障人口(直後)	4,403人	10,551人	9,680人	2,534人		
LPガス漏洩	40件	185件	195件	6件		
停電人口(直後)	23,530人	33,837人	33,626人	7,954人		
固定電話通信支障(直後)	32,735回線	47,074回線	46,780回線	11,065回線		
空き家	全壊	262棟	4,013棟	1,713棟	120棟	
	焼失	—	4棟	2棟	—	
	半壊	774棟	3,240棟	2,199棟	400棟	
別荘	全壊	189棟	2,891棟	1,234棟	87棟	
	焼失	—	3棟	1棟	—	
	半壊	558棟	2,334棟	1,584棟	288棟	
	死者	29人	405人	179人	13人	
	負傷者	271人	2,034人	1,080人	140人	
重傷者	39人	626人	270人	19人		

(数値の表示方法): 「—」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値

第2章 災害予防計画

第1節 地域防災力の向上

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 自主防災組織	総務部	
第2 防災訓練	総務部、消防団	消防本部
第3 事業所の防災体制	総務部	消防本部

第1 自主防災組織

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを基本として、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」という自覚・連帯感に基づき、住民が自主的に結成する組織である。

1 自主防災活動の促進

自主防災組織は、原則、行政区の単位で結成されている。

市は、自主防災活動の推進方針、自主防災組織の基準等を示した「北杜市自主防災組織育成推進要綱」を制定しており、本要綱に基づき、組織の結成及び自主防災活動を促進する。

なお、活動にあたっては、自主防災組織への女性の参画を促進するとともに、性別、年齢等による役割の固定化がないよう配慮する。

2 自主防災活動への支援

(1) 資器材等の補助

市は、自主防災組織の育成強化のため、北杜市自主防災組織資器材整備費補助金交付制度に基づき、地区防災計画を策定又は地域防災マップを作成した自主防災組織に対し、防災資器材のための補助金を交付する。

(2) マニュアルの周知

市は、自主防災活動の詳細を示した「北杜市自主防災組織活動マニュアル」を作成しており、本マニュアルの活用を周知する。

3 地区防災計画の策定支援

地区防災計画は、災害対策基本法に基づき、一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が、自分たちの地域の人命、財産を守るために共同して行う防災訓練、物資及び資材の備蓄、地区居住者等の相互支援等、自発的な防災活動について定める計画である。

市は、「地区防災計画策定ガイドライン」、「地区防災計画ひな形」を提供する等、自主防災組織等に対し地区防災計画の作成支援を行う。

また、地区居住者等から当該計画の提案を受けた場合、防災会議において必要と認めるときは、地域防災計画に位置付ける。

4 地域減災リーダーの育成

市は、住民一人ひとりの自助力と、自主防災組織の共助力を高めることを目的に、北杜市地域減災リーダー育成事業により「地域減災リーダー」の育成を行う。

また、県の主催する地域防災リーダー講座等への参加を促進する。

なお、地域減災リーダーには女性が含まれるように配慮する。

第2 防災訓練

1 特定地区総合防災訓練

市は、指定避難所ごとに避難所の開設、運営等に関する特定地区総合防災訓練を実施し、施設の使い方等を協議し、マニュアルを策定する。

2 自主防災組織の訓練

自主防災組織は、自主防災活動の一環として避難、初期消火、救命等の訓練を実施する。市及び消防本部は、訓練の指導、資機材の提供等の支援を行う。

3 家庭での訓練

市は、防災の日にあわせて、8月30日～9月5日までの期間を「北杜市防災週間」とし、この時期に一斉に家庭でのシェイクアウト訓練を行うよう周知を図る。

第3 事業所の防災体制

消防法（昭和23年法律第186号）に定める自衛消防組織の設置を要する防火対象物の管理権原者、その他事業所の管理者等は、自衛消防組織等を組織し、防災計画、避難計画等を作成し、防災訓練等を行う。

また、事業所は、災害時に企業の果たす役割を認識し、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

市は、県とともに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への参加を呼びかける。

第2節 防災知識の普及・啓発

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 住民への防災知識の普及・啓発	総務部	
第2 防災教育での防災知識の普及・啓発	総務部、教育部	
第3 社会教育での防災知識の普及・啓発	総務部、教育部	
第4 職員等の防災教育	総務部	

第1 住民への防災知識の普及・啓発

1 手段

市は、次の手段により防災知識の普及・啓発を図る。

- (1) 広報ほくと
- (2) ハザードマップ
- (3) 防災のハンドブック、パンフレット
- (4) 市ホームページ（北杜市防災ポータル） 等

2 内容

防災知識の普及・啓発事項は、概ね次のとおりである。

- (1) 災害に関する基礎知識
- (2) 土砂災害警戒区域、浸水想定区域等の危険箇所
- (3) 防災気象情報
- (4) 指定避難所・緊急避難場所、避難のタイミング
- (5) 平常時・災害時の心得
- (6) 備蓄品、非常持出品
- (7) 自宅の耐震化、浸水対策
- (8) 初期消火、応急手当
- (9) 地域での自主防災活動
- (10) 要配慮者への配慮、避難支援
- (11) 災害教訓の伝承 等

市は、消防団員等の参画のもと学校教育等を通じて、幼児、児童、生徒及び保護者に対し、防災の知識、災害時の避難活動、緊急連絡、安全確保等に関する知識の普及・啓発を図る。

また、避難訓練を学校行事の一環として実施し、具体的な避難行動等について習得させる。

第3 社会教育での防災知識の普及・啓発

市は、生涯学習講座、出前講座、防災講演会等を開催し、防災知識の普及・啓発を図る。

第4 職員等の防災教育

市及び防災関係機関は、研修等を通じて、職員等の防災知識の普及、災害対策要員としての行動等についての防災教育を実施する。

また、市は、各部が担当する災害対策について、図上演習、実地訓練等を行い、習熟を図る。

第3節 災害に強いまちづくり

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 道路施設等の整備	建設部	
第2 河川の整備	建設部	
第3 ため池等の整備	産業観光部	県（中北農務事務所）
第4 建築物等の耐震化	建設部	県
第5 土砂災害対策	総務部、建設部	県（中北建設事務所）
第6 液状化対策	総務部	

第1 道路施設等の整備

1 道路の整備

(1) ネットワークの形成

市は、「道路整備基本計画」等に基づき、高速自動車道、国道等の広域幹線道路へのアクセス性の高い道路、地域拠点間を結ぶ道路を整備し、市域の道路ネットワークを形成する。

(2) 道路の整備

市は、国道及び県道の渋滞・事故多発箇所については、事業実施主体である国及び県に対して整備を要望する。

市道、農道及び林道については、個別の長寿命化計画等に基づき、道路施設の状態を把握し、予防的な補修を行うことにより、長寿命化を図りながら良好な道路環境を保全する。

また、道路のバリアフリー化・歩行空間のネットワーク化、通学路、福祉・医療施設周辺及び生活道路における安全性向上に努める。

2 橋りょうの整備

市は、「北杜市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋りょうの定期的な点検、補修を行い、安全性・信頼性を確保した道路ネットワークを提供する。

3 トンネル等の整備

市は、管理するトンネル及び大型カルバートの長寿命化を図るため、「北杜市トンネル・カルバート長寿命化修繕計画」に基づき、定期点検による状態把握及び計画的補修の実施により、道路ネットワークの安全性及び信頼性を確保する。

第2 河川の整備

河川管理者は、河川施設の耐震性を確保するため、各種基準に基づき構造物の施工をするとともに、定期的に点検を実施し、必要な措置をとる。

第3 ため池等の整備

1 ため池の指定

県は、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため、決壊により周辺区域に人的被害が及ぶことが懸念されるものを、特定農業用ため池として指定している。

そのうち、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池又は防災重点農業用ため池に選定している。

2 ため池の防災対策

市は、防災重点ため池が決壊した場合を想定し、浸水範囲、到達時間等を示した「ため池ハザードマップ」作成し、ホームページ等で周知を図る。

県は、防災重点農業用ため池について防災工事等推進計画を策定し、市及び所有者と連携して防災工事等に関する指導、助言、財政上の措置を実施する。

第4 建築物等の耐震化

1 建築物の耐震化

市は、「北杜市耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震化率の目標を定め、耐震化を図る。

なお、多数の者が利用する特定建築物等及び市有建築物の耐震化目標は達成されている。

(1) 住宅の耐震化

市は、住宅の耐震化を図るため、木造住宅耐震診断事業及び木造住宅耐震改修支援事業により、耐震診断、耐震改修及び建替工事に係る費用を補助する。

(2) 公共建築物の整備

市は、「北杜市公共施設等総合管理計画」、「北杜市小学校施設中長期保全化計画」等に基づき、施設等の総合的かつ計画的な管理を推進する。

(3) 避難路沿道建物の耐震化

県は、地震時の道路の通行を確保するため、沿道の建築物所有者が耐震診断を行うよう周知を図る。

また、県は、災害時避難路通行確保対策事業により、耐震診断、耐震設計及び耐震改修に係る費用の一部を助成する。

市は、これらの周知及び補助申し込み等に協力する。

2 ブロック塀等の耐震化

市は、ブロック塀等安全確保対策支援事業に基づき、倒壊の危険性が高いブロック塀等の除去、耐震改修又は再築に係る費用を補助する。

3 室内の安全対策

市は、室内の安全を図るため、市ホームページ、パンフレット配布、防災訓練等の機会を通じて、家具、電化製品等の固定等の啓発を行う。

第5 土砂災害対策

1 土石流対策

県は、砂防法（明治30年法律第29号）に基づき、土石流発生の危険性が高く、又は発生した場合に多くの人家、公的施設等に被害が発生するおそれのある溪流について、順次、砂防指定地に指定し、対策工事を行う。

2 地すべり対策

県は、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づき、地すべり発生のおそれのある箇所を地すべり防止区域に指定し、地すべりを誘発する行為等を規制するとともに、緊急性の高い箇所から、順次、地すべり防止工事を行う。

3 急傾斜地崩壊対策

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、土砂災害のおそれのある自然斜面において、所有者等による対策が困難な場合に急傾斜地崩壊危険区域を指定し、斜面の崩壊を助長・誘発するおそれのある行為を制限するとともに、急傾斜地崩壊対策工事を行う。

4 警戒避難体制の整備

県及び市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害の危険のある区域の警戒避難体制を整備する。

（1）土砂災害警戒区域等の指定

県は、市長の意見を聴いて、土砂災害の発生するおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し、また、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊を生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

（2）警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、土砂災害警戒区域、避難場所等を示したハザードマップを作成し、住民に周知する。

（3）建築物への措置

県は、土砂災害特別警戒区域に指定した区域について、建築物の構造確認、特定の開発行為の許可、建築物の所有者等に対する移転等の勧告を行う。

第6 液状化対策

市は、県が公表している液状化危険度マップ等を紹介する等、液状化について住民に周知する。

第4節 防災施設等の整備

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 通信施設の整備	総務部	
第2 避難環境の整備	企画部、総務部、福祉保健部、教育部	
第3 防災設備等の整備	総務部	

第1 通信設備の整備

市は、防災行政無線の保守点検を適切に行い、通信機能を確保する。

また、防災行政無線の放送内容を確認できる北杜ほっとメール、SNS、北杜市防災行政無線電話応答専用電話等の活用について、住民に周知する。

第2 避難環境の整備

1 緊急避難場所・避難所の指定

市は、災害対策基本法、同施行令等に定める基準等に基づき、災害の種別ごとの緊急避難場所及び避難所を指定し、ハザードマップ、ホームページ等で住民に周知（公示）する。

また、指定した場合は、知事に通知する。

種別	定義
緊急避難場所	<ul style="list-style-type: none">・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所・異常な現象の種類ごとに、公園、校庭、広場、校舎、体育館等を指定する。
避難所	<ul style="list-style-type: none">・避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設・校舎、体育館等の公共施設を指定する。

2 避難場所等の整備

市は、避難所に備蓄倉庫といった避難者の生活を確保するための設備を整備する。

また、緊急避難場所及び避難所の誘導標識を設置する。その場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、対応する災害の種別を明示する。

3 福祉避難所の指定

市は、避難所での避難生活が困難な要配慮者のため、公共施設、既存の避難所のスペースを福祉避難所として指定する。

また、社会福祉施設等と要配慮者の受入れに関する協定を締結し、福祉避難所を確保する。

第3 防災設備等の整備

1 備蓄の整備

市は、「北杜市備蓄計画」に基づき、家庭内備蓄及び事業所内備蓄、市による公的備蓄、流通在庫備蓄の確保を基本的な考えとして、備蓄を推進する。

(1) 家庭内備蓄、事業所等の備蓄の促進

市は、家庭において「自助」として、災害時に必要とする飲料水、食料等について、最低3日分、推奨1週間分の備蓄をするよう啓発する。

また、事業所に対しても、従業員、児童・生徒の3日分を備蓄するよう啓発する。

(2) 流通在庫備蓄

市は、民間事業者等とあらかじめ協定等を結び、災害時に、必要な物資を調達できる体制を構築する。

(3) 行政備蓄

市は、行政備蓄目標を次のとおり定め、災害発生直後において、生命維持や生活に最低限必要な物資を備蓄する。

また、物資は、備蓄倉庫を集中備蓄倉庫、分散備蓄倉庫に区分し、それぞれの機能及び役割を考慮した備蓄を行う。

ア 対象者：山梨県地震被害想定調査結果（令和5年5月26日発表）による糸魚川-静岡構造線断層帯中南部区間の避難者8,582人（地震1日後）を対象とする。

イ 備蓄の基準：発災後24時間、1日分3食を目安とする。

ウ 食料の備蓄目標：9,000人×3食=27,000食

2 耐震性貯水槽の整備

市は、災害時の飲料水の確保及び消防水利として活用ができる飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を検討する。

3 トイレトレーラーの普及

市は、災害時のトイレ不足を解消するため、トイレトレーラーの普及を図る。

第5節 火災の予防対策

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 消防力の充実強化	総務部	消防本部
第2 出火予防対策	総務部	消防本部
第3 初期消火体制の整備	総務部、消防団	消防本部

第1 消防力の充実強化

1 消防力の整備

消防本部及び市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、消防資機材及び消防水利の整備を行う。

また、「峡北消防本部消防署所適正配置計画」に基づき、消防署所の再編を推進する。

2 消防団の整備

(1) 消防団の整備

消防団は、「自らの地域は自らで守る」との郷土愛護の精神に基づき、地域防災力の中核として、さらに、地域コミュニティの維持、活性化重要な役割を担っている。

市は、消防団の強化を図るため、消防団員の募集、資機材等の整備を行う。

(2) 消防団の活性化

市は、消防団協力事業所表示制度等を通じて、消防団への理解を促進するよう努める。

また、「北杜市消防団団員マニュアル」を周知し、消防団員の活動内容、処遇等の理解を深め、消防団への加入を促進する。

3 消防応援体制の整備

消防本部及び市は、近隣の自治体又は消防本部と消防相互応援協定を締結している。これらの協定に基づき、迅速に応援又は受援ができるよう連絡体制等の整備に努める。

第2 出火予防対策

1 建築同意制度の効果的活用

市は、消防本部と連携し、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に基づく建築確認申請及び消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い、建築物の新築、増築等の段階で防火防災の観点から安全性を確保する。

2 防火対象物の防火体制の推進

消防本部は、消防法に規定する防火対象物について、防火管理者の選任、消防計画の策定、防火訓練の実施、消防用設備等の整備点検、火気使用等についての指導及び予防査察を行う。

3 家庭に対する防火の周知

市及び消防本部は、火災予防週間、防災週間等において、広報を通じて、住民に消火器具の設置、防火思想の普及、住宅用火災警報器の設置・動作確認等について周知する。

4 危険物等の保安確保の指導

消防本部は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し、自主保安体制の確立、保

安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施する。

また、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

なお、火災予防条例に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても、同様の措置を講ずる。

第3 初期消火体制の整備

市及び消防本部は、自主防災組織が実施する防災訓練において、初期消火訓練等を指導する。

また、消火器具の使用方法、初期消火の具体的方法等について、広報紙等で周知する。

第6節 生活関連施設の安全対策

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 上水道施設の安全対策	上下水道局	
第2 下水道施設の安全対策	上下水道局	
第3 電気施設の安全対策		東京電力 PG
第4 液化石油ガスの安全対策		県 LP ガス協会、液化石油ガス事業者
第5 通信施設の安全対策		NTT 東日本
第6 鉄道施設の安全対策		JR 東日本

第1 上水道施設の安全対策

市は、水道水の安全供給及び二次災害の防止のため、次のとおり水道施設の整備を図る。

- (1) 水道水の確保
- (2) 送・配水管の新設及び改良
- (3) 配水系統の相互連絡
- (4) 電力設備の確保
- (5) 復旧工費用資機材の整備
- (6) 応急給水用機材の備蓄
- (7) 給水計画の策定

第2 下水道施設の安全対策

市は、下水道施設の耐震化を図るとともに、排水及び処理機能を確保し防災機能の向上を図るため、次のとおり下水道施設の整備を図る。

1 耐震性の確保等

幹線管渠について、周辺地盤の液状化判定を行うとともに、可とう性継手の使用により耐震性の向上を図る。

2 施設の維持管理

点検等による危険箇所の早期発見と改善を行い、施設の機能保持を図る。

第3 電気施設の安全対策

東京電力 PG は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止し、災害時の各施設の機能を維持するため、次の安全対策を実施する。

- (1) 電力供給施設の耐震性確保
- (2) 防災資機材及び緊急用資材の整備
- (3) 要員の確保

第4 液化石油ガスの安全対策

液化石油ガス事業者は、災害時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するため、次の安全対策を実施する。

- (1) 施設・設備の安全確保
- (2) 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備
- (3) 消費先の安全確保
- (4) 要員の確保

第5 通信施設の安全対策

NTT 東日本は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の安全対策を実施する。

- (1) 施設・設備の安全確保
- (2) 通信途絶防止対策
- (3) 通信の輻輳対策
- (4) 応急復旧用資機材の配備
- (5) 要員の確保

第6 鉄道施設の安全対策

JR 東日本は、災害時における旅客の安全と円滑な避難、誘導及び輸送を図るため、次の安全対策を実施する。

- (1) 施設・設備の安全確保
- (2) 防災資機材の整備
- (3) 要員の確保

第7節 応急活動体制の整備

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 防災関係機関の活動体制の整備	総務部	
第2 広域応援体制の整備	総務部	
第3 物資等の調達体制の整備	総務部	
第4 災害医療体制の整備	福祉保健部	
第5 ボランティア活動体制の整備		市社会福祉協議会
第6 帰宅困難者対策	総務部	

第1 防災関係機関の活動体制の整備

1 防災関係機関の活動体制の整備

防災関係機関は、必要に応じて防災業務計画等を見直し、活動体制を整備する。
また、必要な資機材の整備、防災訓練、災害対策要員等への防災教育を行う。

2 市の活動体制の整備

(1) 災害対策本部組織の見直し

市は、市組織の改編等に合わせて災害対策本部組織及び事務分掌等を見直すとともに、各災害対策業務について定めたマニュアル等の作成又は見直しを行い、職員への周知を行う。

(2) 業務継続計画の見直し

市は、業務の優先度及び体制等を定めた業務継続計画について、地域防災計画等の改定にあわせて見直しを行う。

第2 広域応援体制の整備

1 協定の締結

市は、全国の自治体との相互応援協定、事業者・団体との応援協定を締結し、災害時の広域応援体制を整備する。

2 受援体制の整備

市は、応援者を受け入れるために、応援要請のルール、担当の明確化、応援者の配置の調整等を定めた災害時受援計画を改定する等、受援体制を整備する。

第3 物資等の調達体制の整備

1 物資等の確保体制の整備

市は、事業者・団体等と応援協定を締結し、食料、生活必需品、燃料等の調達体制を整備する。

2 物資等の受入体制の整備

市は、物資の受入拠点を開設し、災害時の物資等の受入れ、整理及び搬送を行うため、物流

事業者等と協定を締結し、運用方法について検討する。

第4 災害医療体制の整備

市は、北巨摩医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、塩川病院及び甲陽病院と連携して、災害時の応急医療体制について検討する。

また、必要な医薬品・衛生材料等の確保について、事業者等との協定締結等により、確保体制を整備する。

第5 ボランティア活動体制の整備

1 ボランティア受入体制の整備

市は、市社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアセンターの開設・運営等について、相互の連携について検討する。

市社会福祉協議会は、ボランティア団体等と連携して、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施し、実践力の育成を図る。

2 ボランティアコーディネーター等の要請

市及び市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会、日赤山梨県支部等が開催する研修等を通じて、ボランティアコーディネーター等の人材を育成する。

第6 帰宅困難者対策

市は、事業所、観光事業者等に対し、災害時に「むやみに移動を開始しない」との帰宅困難者対策に対する基本原則、安否確認手段等についての啓発を行う。

また、公共交通機関が停止した場合の帰宅困難者の一時滞在について、関係事業者等と協議を行う。

第8節 要配慮者対策

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 社会福祉施設等の防災対策	総務部	社会福祉施設等の管理者等
第2 要配慮者の支援対策	総務部、福祉保健部	

第1 社会福祉施設等の防災対策

1 避難確保計画の作成等

市は、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域内の要配慮者利用施設を選定し、地域防災計画に名称及び所在地を定める。

市が定めた施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、当該計画に基づき避難訓練を実施する。

市は、計画作成に際し、必要な支援を実施する。

なお、該当する要配慮者利用施設は、次のとおりである。

対象となるハザード		施設名	所在地
水害	土砂災害		
	○	社会福祉法人緑樹会 明山荘	北杜市明野町上手 520
	○	社会福祉法人緑樹会知的障害者授産施設 グリーンヒルホーム	北杜市明野町上手 520
	○	知的障害者通所授産施設 友の丘	北杜市須玉町小倉 2709
	○	特別養護老人ホーム 仁生園	北杜市長坂町小荒間 1293
○		辺見診療所	北杜市明野町上手 1-12

2 社会福祉施設等の防災対策

社会福祉施設等の管理者等は、ハザードマップ等に基づき、避難計画を作成するとともに、緊急連絡体制の確保、職員への防災教育、災害備蓄、非常電源等の設備の整備、避難訓練の実施等に努める。

第2 要配慮者の支援対策

1 避難行動要支援者の支援体制

市は、北杜市避難行動要支援者制度実施要綱に基づき、避難行動要支援者の名簿を作成し、要支援者の同意を得て避難支援者に提供する等、地域での支援体制を構築する。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- | |
|--|
| ア 介護保険の要介護認定を受け、要介護度3から5の者
イ 身体障害者手帳の交付を受け、障がい程度が1、2級の者
ウ 療育手帳の交付を受け、障がい程度がA判定の者
エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がい程度1、2級の者
オ 特定疾患治療研究事業の対象疾患に罹患し、生活支援を受けている者 |
|--|

カ	65歳以上のひとり暮らしで、要介護等認定者
キ	65歳以上の要介護等認定者のみの世帯
ク	その他市長が支援を必要と認めた者

(2) 避難支援等関係者となる者

平常時に名簿を提供し、支援を行う者は、行政区、民生委員児童委員協議会、市社会福祉協議会、北杜警察署、消防本部、消防団等とする。

(3) 名簿記載事項及びその入手方法

避難行動要支援者名簿には、次の事項を記載する。個人情報、市が管理する個人情報のデータ等を利用する。

ア	氏名	イ	生年月日	ウ	性別	エ	住所又は居所
オ	電話番号その他の連絡先			カ	避難支援等を必要とする事由		
キ	前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項						

(4) 名簿の更新に関する事項

名簿は、原則として毎年定期的に更新する。

また、庁舎被災に際しても、支障が生じないよう情報の適切な管理に努める。

(5) 情報漏えいの防止

名簿の提供を受けた避難支援等関係者においては、情報漏えい防止のための管理を徹底する。

(6) 情報の伝達体制

情報の伝達は、防災行政無線、メール等を活用する。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難行動の支援を保証するものではないこと、法的な責任・義務を負うものではないことを周知する。

2 個別避難計画の作成

市は、要支援者から提出された届出書兼同意書に基づき、関係部署及び避難支援等関係者と協議して、個別避難計画の作成に努める。

3 その他の支援

市は、高齢者世帯等の家具の転倒防止等の費用の一部を助成する。

4 外国人対策

市は、災害の知識、防災行動等について、外国語の資料を作成し窓口等で配布する。
また、国際交流ボランティア登録制度の活用等、支援体制を構築する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 災害対策本部	全班	消防本部
第2 災害警戒本部	全班	消防本部
第3 市の配備体制	全班	

第1 災害対策本部

1 災害対策本部の設置等

(1) 設置基準

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づき、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

本部の設置基準は、次のとおりである。

- | |
|---|
| 1 市内で震度5強以上の地震が発生したとき。
2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されたとき。
3 その他、市長が必要と認めたとき。 |
|---|

(2) 廃止基準

市長は、災害の危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認められるときは、本部を廃止する。

(3) 設置又は廃止の通知

本部を設置又は廃止したときは、県、消防本部、北杜警察署、近隣市町村、防災関係機関、報道機関等に通知する。

(4) 本部の設置場所

本部は、北杜市役所西会議室に設置する。

ただし、北杜市役所西会議室が被災した場合は、北杜市役所第一応接室に設置する。

2 本部の組織

(1) 指揮

市長は、本部長として、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

市長が指揮監督をできない場合は、次の順により本部長の職務を代理する。

第1位 副市長	第2位 教育長	第3位 総務部長
---------	---------	----------

(2) 本部員会議

被害状況の分析及び災害応急対策の基本方針その他災害に関する重要事項を協議するため、本部員会議を開催する。

本部員会議は、本部長、副本部長、本部員及び消防長で構成する。

(3) 防災関係機関連絡室

本部長は、必要に応じて、防災関係機関連絡室を設置し、関係機関に連絡員の派遣を要請する。

(4) 現地災害対策本部の設置

本部長は、現地での指揮、調整等が特に必要と判断した場合は、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

現地本部は、被災地に近い支所等の公共施設を利用して設置する。

また、本部長は、現地本部長及び現地本部員を指名する。

3 本部の組織及び職員の配置

本部の組織及び職員の配置は、災害対策本部組織及び事務分掌による。

ただし、災害対策の状況に応じて、本部長の命により職員配置を調整する。

また、災害対策の必要性に応じて、必要な対策班を編成し、職員を配置する。

4 本部機能等の維持

(1) 庁舎機能

本部長は、市役所等の施設機能を点検し、非常電源用の燃料確保、仮設トイレの設置等により庁舎機能を維持する。

(2) 災害対策要員の活動支援

本部長は、災害対応の長期化に対応して、勤務ローテーションの設定、災害対策要員の仮眠・休憩場所の確保、食料・飲料水・資機材等の供給を行う。

5 本部の廃止

(1) 本部の廃止

本部長は、全庁的な体制での災害応急対策の必要が認められないと判断した場合は、本部員会議に諮り、災害対策本部を廃止する。

(2) 災害対策本部の廃止後の関連業務

本部廃止後に引き続き災害対応が必要な場合は、災害対策本部組織及び事務分掌表に基づき、関連する業務を所掌する担当課の職員で対応に当たる。

災害対策本部組織図



災害対策本部事務分掌

■共通事務

- 1 各部・班の動員配備に関すること。
- 2 所管する関係機関・団体等への要請及び連絡調整に関すること。
- 3 所管の受援体制の確保に関すること。
- 4 所管施設の被害調査、応急対策及び災害時の活用に関すること。
- 5 所管施設の利用者等の安全確保に関すること。
- 6 避難所・緊急避難場所の開設・運営に関すること。
- 7 本部長の指示による特命事項に関すること。

■本部事務局

班（班長）	構成	事務
総括班（総務部長）	消防防災課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の設置及び運営に関すること。 2 避難指示等の発令に関すること。 3 国・県への報告及び連絡調整に関すること。 4 自衛隊の災害派遣に関すること。 5 国・県・協定自治体等への応援要請に関すること。 6 災害救助法の適用に関すること。 7 消防団及び消防本部との連絡調整に関すること。 8 現地災害対策本部の設置に関すること。 9 地震情報、気象情報等の収集及び伝達に関すること。
調整班（総務部長）	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 国・県・自衛隊・他市町村・関係機関等との連絡調整に関すること。 2 庁内各部班との調整に関すること。 3 議会との連絡に関すること。 4 現地災害対策本部及び行政区長との連絡に関すること。
組織班（総務部長）	人事課	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員及び配備に関すること。 2 受援に関すること。 3 災害対策要員の活動支援に関すること。
秘書班（北杜未来部長）	秘書広報課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市長、副市長及び教育長との連絡に関すること。 2 災害見舞者、災害視察者等の接遇に関すること。
広報班（北杜未来部長）	秘書広報課、政策推進課、未来創造課	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関への対応に関すること。 2 災害広報に関すること。 3 被害状況及び救助活動の記録、撮影、編集、保存等に関すること。
情報班（企画部長）	企画課、財政課長、ふるさと納税課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集及び被害状況の取りまとめに関すること。 2 公共交通機関の被害調査及び運行状況の広報に関すること。 3 災害対策の予算及び経理に関すること。
施設班（企画部長）	管財課	<ol style="list-style-type: none"> 1 車両の確保及び配車に関すること。 2 燃料の確保に関すること。 3 緊急通行車両の確認手続に関すること。 4 市有施設の活用及び機能維持に関すること。 5 システム等の保全に関すること。

第3章 災害応急対策計画
第1節 応急活動体制

班(班長)	構成	事務
特命班(議会事務局長)	議会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局	1 他部、班に属さない対応に関する事。

【対策班】◎は主たる担当

班(班長)	構成	事務
復興計画班(企画部長)	◎企画課、財政課	1 災害復旧計画及び災害復興計画に関する事。 2 災害関係予算に関する事。
被災者支援班(市民環境部長)	◎市民サービス課、支所	1 被災者相談に関する事。 2 安否情報の収集及び提供に関する事。 3 遺体の処理及び埋葬に関する事。 4 被災証明に関する事。 5 外国人への支援に関する事。
被害調査班(総務部長、市民環境部長)	◎税務課、収納課	1 住家の被害認定調査に関する事。 2 罹災証明に関する事。 3 被災者台帳に関する事。 4 税の減免等に関する事。
廃棄物班(市民環境部長)	◎環境課	1 ごみ、し尿及び災害廃棄物の処理に関する事。 2 被災動物等の救護に関する事。 3 環境モニタリング等に関する事。
要配慮者班(福祉保健部長、こども政策部長)	◎福祉課、介護支援課、国保年金課	1 要配慮者の安否確認及び支援に関する事。 2 福祉避難所の開設及び運営に関する事。 3 日赤、社会福祉協議会等との連絡調整に関する事。 4 ボランティア活動との連携に関する事。
	◎子育て政策課、こども保育課、ネウボラ推進課	1 要配慮者の安否確認及び支援に関する事。 2 福祉避難所の開設及び運営に関する事。 3 園児・児童等の安全確保等に関する事。 4 応急保育に関する事。
医療班(福祉保健部長)	◎健康増進課、新型コロナ対策課	1 災害医療に関する事。 2 防疫に関する事。 3 塩川病院及び甲陽病院との連携に関する事。 4 医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整に関する事。
	◎塩川病院、◎甲陽病院	1 医療及び助産に関する事。 2 医薬品、医療資器材等の調達・確保に関する事。

班（班長）	構成	事務
物資班（産業観光部長）	◎観光課、商工・食農課	1 食料、生活必需品の調達及び供給に関する事 2 物資集積所の設置及び運営に関する事
	◎学校給食課	1 栄養指導に関する事
農林班（産業観光部長）	◎農業振興課、 ◎農地整備課、 ◎林政課	1 農畜産物及び農畜産施設の被害調査に関する事 2 農畜産事業者の支援に関する事 3 林産物、林産施設、林道、治山施設等の被害調査に関する事 4 林業者の支援に関する事
商工観光班（産業観光部長）	◎観光課、◎商工・食農課	1 観光施設の被害調査に関する事 2 観光事業者の支援に関する事 3 商工業の被害調査に関する事 4 商工事業者の支援に関する事 5 帰宅困難者の支援に関する事
復旧班（建設部長）	◎道路河川課、 用地課	1 道路、橋りょう、河川等の被害状況調査に関する事 2 道路、橋りょう、河川等の障害物の除去及び復旧に関する事
住宅班（建設部長）	◎まちづくり推進課、◎住宅課	1 応急危険度判定に関する事 2 応急仮設住宅及び住家の応急修理に関する事 3 住家の解体撤去に関する事 4 被災住家の障害物の除去に関する事
会計班（会計管理者）	◎会計課、ふるさと納税課	1 義援金等の受付及び保管に関する事 2 災害対策の経理に関する事
給水班（上下水道局長）	◎上下水道総務課、上下水道施設課、上下水道維持課	1 給水に関する事 2 上水道施設の被害調査及び復旧に関する事 3 下水道施設の被害調査及び復旧に関する事
避難所班（市民環境部長、教育部長）	◎市民サービス課	1 避難所の統括に関する事 2 避難所以外の避難者の把握に関する事
	◎教育総務課、生涯学習課、学術課、図書館、甲陵中・高校	1 避難所の開設及び運営に関する事 2 避難所以外の避難者の把握に関する事
教育文化財班（教育部長）	◎教育総務課、学術課、甲陵中・高校	1 児童・生徒の安全確保に関する事 2 応急教育に関する事 3 学用品の給与に関する事 4 文化財の被害調査及び保全措置に関する事

第3章 災害応急対策計画
 第1節 応急活動体制

班（班長）	構成	事務
支所班（支所長）	明野総合支所・ 須玉総合支所・ 高根総合支所・ 長坂総合支所・ 大泉総合支所・ 小淵沢総合支 所・白州総合支 所・武川総合支 所	1 災害対策本部との連絡に関する事 2 支所管内の避難所の開設及び管理・運営に関する事 3 支所管内の緊急避難場所の開設・運営に関する事 4 支所管内の避難所以外の避難者の把握に関する事 5 支所管内の住民への広報活動に関する事 6 支所管内の住民からの情報収集に関する事 7 被災者相談に関する事
消防団（消防団長）	各分団	1 災害応急対策活動に関する事 2 消防、水防活動に関する事 3 避難誘導に関する事 4 救出・救助に関する事 5 行方不明者の捜索に関する事

第2 災害警戒本部

災害警戒本部の組織及び運用は、災害対策本部を準用する。

第3 市の配備体制

1 配備体制

配備体制は、次のとおりである。

種別	配備基準	内容	配備要員
警戒配備	1 市内で震度4の地震が発生したとき。 【自動配備】 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。【自動配備】	防災担当が情報収集を行う体制	・消防防災課
第一配備 （災害警戒本部）	1 市内で震度5弱の地震が発生したとき。 【自動配備】 2 市長が必要と認めたとき。	防災担当による情報収集、所管施設の点検等、報告を行う体制	・消防防災課 ・施設を所管する課 （各部各課で定める。）
第二配備 （災害対策本部）	1 市内で震度5強の地震が発生したとき。 【自動配備】 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されたとき。 【自動配備】 3 小規模な被害が発生したとき。 4 市長が必要と認めたとき。	各部各課が必要な人員を動員し、災害対策本部に準じた対策を実施する体制	・各部各課で定める。
第三配備 （災害対策本部）	1 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。【自動配備】 2 市長が必要と認めたとき。	災害対策本部を設置し、全庁で災害対策を実施する体制	・全職員

2 配備の決定

配備の決定は、震度による自動配備を基本とする。その他は市長が決定する。

3 職員への参集連絡

(1) 勤務時間内

勤務時間内は、庁内放送、電話等により配備体制の伝達を行う。

配備体制の伝達を受けた所属長は、各所属職員の参集を指示する。

(2) 勤務時間外

勤務時間外に地震を感じた場合は、各職員が山梨県災害情報メール配信、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報を確認し、その情報（震度）に基づく自動参集とする。

4 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は各職員の勤務場所とする。

ただし、災害の状況により、勤務場所への出勤が困難な場合は、近隣の支所へ参集する。

第2節 情報の収集伝達・広報

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 地震情報等の収集・伝達	総括班	北杜警察署、消防本部
第2 被害情報の収集・報告	総括班、情報班、広報班	北杜警察署、消防本部
第3 通信手段の確保	総括班	
第4 広報活動	広報班	

第1 地震情報等の収集・伝達

1 異常現象発見時の通報等

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報する。

市長は、できるだけその現象を確認し、甲府地方気象台、中北地域県民センターその他当該事象に係る機関に通報する。

2 地震情報等の収集・伝達

(1) 地震情報等の収集

気象庁が発表する地震情報等は、次のとおりである。市は、これらの情報を収集する。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表時又は若干の海面変動が予想されたとき ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その市町村・地点名を発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合、地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせ、地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表

	・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	日本及び国外への津波の影響についても記述して発表
--	---	--------------------------

(2) 地震情報の伝達

市は、住民等に必要な地震情報等を防災行政無線、SNS、コミュニティ FM 放送等を用いて伝達する。

第2 被害情報の収集・報告

1 被害情報の収集

(1) 災害直後の被害情報

市は、災害発生直後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するため、次の方法で情報を収集する。

- ア 現場に出動した班からの報告
- イ 消防本部、北杜警察署等からの情報
- ウ 支所からの報告
- エ 行政区、自主防災組織等からの通報
- オ 緊急避難場所からの報告
- カ ドローン等の活用した被災住家の特定 等

(2) 所管の被害情報の収集

市は、災害報告のため、所管施設、所管する関係団体等から被害情報を収集する。

2 災害発生時の報告

(1) 県への報告

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況、火災、土砂被害の発生状況等の情報について、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

(2) 消防庁への報告

市は、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合、又は通信の途絶等により県に報告が不可能なときには、直接、消防庁に報告する。

(3) 119 番通報殺到時の報告

消防本部は、火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部等に通報が殺到したときには、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

市は、当該状況を覚知した場合、県に報告する。

3 災害報告

市は、県の定める「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、県に災害報告を行う。

第3 通信手段の確保

1 通信手段の確保

市は、次の方法を用いて、通信を行う。

通信手段	内容
災害時優先電話	災害時優先電話として登録されている電話（優先発信が可能）

市防災行政無線	市役所（親局）から屋外拡声局（子局）への一斉放送により住民等に情報を伝達
衛星電話	電話不通時の市役所と現場等との連絡
簡易無線機	電話不通時の市役所と支所との連絡
アマチュア無線	市と協定を締結したアマチュア無線クラブの無線局による通信を要請
県防災行政無線（地上回線、衛星回線）	音声、ファクシミリにより県、市町村及び防災関係機関との通信
県総合防災情報システム	市町村、県をネットワークで結び、リアルタイムで災害情報を共有
全国瞬時警報システム（Jアラート）	全国瞬時警報システム（Jアラート）により、市に伝達された警報等を自動起動により、防災行政無線で放送
災害情報共有システム（Lアラート）	災害情報共有システム（Lアラート）により、市が発した情報を集約し、テレビ、ネット等の多様なメディアを通して住民に一括配信

2 通信手段が使用不能となった場合の措置

(1) 非常通信協議会の無線局

市は、通信手段が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、関東地方非常通信協議会の無線局（国土交通省、警察、通信事業者等）を利用し、通信の確保を図る。

(2) 特設公衆電話の設置

市は、避難施設に事前配備をされている災害時公衆電話（特設公衆電話）を設置し、緊急連絡手段として活用する。

第4 広報活動

1 広報活動

(1) 広報手段

市は、次の手段を用いて住民等に対し広報活動を行う。

ア 防災行政無線
イ 北杜ほっとメール
ウ 消防防災課 SNS
エ 広報車による呼びかけ
オ 災害広報紙の配布
カ 避難所等での掲示
キ ケーブルテレビ、コミュニティ FM 放送 等

(2) 広報内容

広報内容は、概ね次のとおりである。

ア 被害の状況
イ 避難指示等に関する情報

ウ 二次災害防止に関する情報 エ ライフライン、道路、交通機関に関する情報 オ 被災者支援に関する情報

(3) コールセンターの設置

市は、住民からの問い合わせ等に対応するため、コールセンターを設置する。

2 報道機関等への対応

(1) 広報の要請

市は、放送による広報が必要な場合、県を通じて、テレビ局、ラジオ局及び新聞社に広報を要請する。

また、ケーブルテレビ、コミュニティFMに放送を要請する。

(2) 報道発表

市は、市役所、現地災害対策本部が設置された支所等に記者発表場所を設置し、報道機関に対し定期的に記者発表を行う。

発表内容は、本部員会議に諮り本部長の承認を得る。

(3) 取材及び調査活動への要請

市は、報道機関、災害調査を行う機関等に対し、取材及び調査活動において、避難者等のプライバシー、負担等に配慮をするよう要請する。

また、避難所における被災者への取材及び調査は、避難所運営委員会等が許可した者とする。

第3節 広域応援体制

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 県・市町村等への応援要請	総括班、調整班	
第2 消防の応援要請		消防本部
第3 ヘリコプターの出動要請	総括班、調整班	
第4 事業者・団体への応援要請	総括班（業務に関係する班）	
第5 受援体制	調整班、組織班	

第1 県・市町村等への応援要請

1 県

市長は、市の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条に基づき、知事に対し応援を求め又は災害応急対策の実施を要請する。

2 市町村等

市長は、市の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長等に対し、応援を要請する。

また、市との相互応援協定に基づき、協定を締結する市町村に応援を要請する。

なお、市との相互応援協定を締結する市町村は、資料編を参照のこと。

3 指定地方行政機関等

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、法令に基づき、知事に対し、職員の派遣、あつせんを求める。

- (1) 指定地方行政機関及び特定公共機関の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）
- (2) 指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関、指定地方行政機関及び特定公共機関の職員の派遣あつせん（災害対策基本法第30条）
- (3) 自治公共団体の職員の派遣（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条17）
- (4) 特定地方独立行政法人の職員の派遣（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第124条第1項）

なお、なお、(1)(2)の要請を行う場合、次の事項を記載した文書で行う。

- | |
|------------------------------------|
| ア 要請する理由 |
| イ 要請する職員の職種別人員数 |
| ウ 派遣を必要とする期間 |
| エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 |
| オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣・あつせんについて必要な事項 |

第2 消防の応援要請

1 消防相互応援による要請

消防長は、消防本部の消防力に対処困難な場合、山梨県常備消防相互応援協定により県内各消防本部に応援を要請する。

2 緊急消防援助隊等の要請

市長は、1で対応できないと判断したときは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の3の規定に基づき、知事に対し消防庁長官への緊急消防援助隊の出動、広域航空応援等の要請を行う。

応援の受入れにあたっては、「山梨県緊急消防援助隊受援計画」に基づいて、活動拠点等の必要な準備を行う。

なお、市内の活動拠点は、次のとおりである。

航空隊のフォワードベース 候補地	長坂総合スポーツ公園陸上競技場、高根総合グラウンド (駐車場)
宿営(野営)可能場所	高根総合グラウンド、長坂総合スポーツ公園、白州体育館 駐車場

第3 ヘリコプターの出動要請

1 県防災ヘリコプター

(1) 県への要請

市は、県消防防災ヘリコプターによる応急活動が必要と判断した場合は、速やかに県（消防防災航空隊）に対し出動を要請する。

なお、手続き等については、「山梨県消防防災ヘリコプター緊急運航マニュアル」による。

(2) 受入体制

市は、県に緊急運航を要請した場合、消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入体制を整える。

ア 本部事務局への連絡窓口の設置
イ ヘリコプター離着陸場の確保及び安全対策
ウ 消火薬剤等の確保
エ その他必要な事項

2 その他機関のヘリコプター

市は、県、災害派遣部隊の長等を通じて、ヘリコプターによる輸送を要請する。

3 ヘリコプター離着陸場の開設及び運用

市は、ヘリコプターを要請した場合、施設管理者に連絡し、離着陸場を確保する。場外離着陸場は、資料編を参照のこと。

なお、ヘリコプターの離着陸の運用については、自衛隊等に要請する。

第4 事業者・団体への応援要請

市は、応援協定に基づき、協定を締結する事業者・団体等に応援を要請する。
なお、要請及び連絡調整については、関係する部署が行うものとする。

第5 受援体制

1 受援の調整

市は、各部の代表者からなる受援調整会議を開催し、応援に関する部内調整、応援者の適正配置等を行う。

2 応援部隊の受入れ及び調整

市は、応援部隊の受入場所として市役所駐車場を指定する。

また、災害対策本部に関係機関連絡室を設置し、応援部隊の責任者等との調整を図る。

3 応援者への支援

市は、応援者の宿泊場所、食料・資機材等については、原則として応援者側に確保を要請することとする。

なお、可能な範囲で応援者に車両の燃料、飲料水等の支援を行う。

第4節 消火・救助活動

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 消火活動	消防団	消防本部
第2 救助活動	消防団	消防本部

第1 消火活動

1 初期消火活動

住民、自主防災組織、行政区等は、地域での出火状況を確認し、可能な限り地域で協力して初期消火に努める。

2 消火活動

消防本部は、別に定める「峡北広域行政事務組合消防本部消防計画」による消火活動を行う。

消防団は、「北杜市消防団団員マニュアル」に基づき消火活動を行う。

なお、延焼が拡大するおそれのある場合は、風下等の危険区域に対し避難を指示する。

また、消防本部の消防力で対応困難な場合は、協定等に基づき消防の応援を要請する。

第2 救助活動

1 初期救助活動

住民、自主防災組織、行政区等は、地域で住民の安否を確認し、閉じ込め者がいる場合は、可能な限り地域で協力して救出活動を行う。

また、負傷者等の応急手当を行うとともに、必要に応じて医療救護所等への搬送に努める。

2 救助活動

消防本部及び消防団は、連携して救助活動を実施する。

市は、重機が必要な場合、市建設安全協議会との協定に基づき、協力を要請する。

また、消防本部で対応困難な場合は、協定等に基づく消防の広域応援、警察及び自衛隊の応援を要請する。

なお、救助活動全体の指揮は、消防長がとる。

3 救急搬送

救出者は、救助機関の車両等で医療救護所等まで搬送する。

第5節 交通輸送

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 交通対策	復旧班	北杜警察署
第2 緊急輸送	施設班、復旧班	北杜警察署

第1 交通対策

1 通行規制

県公安委員会は、災害対策基本法第76条の規定により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止、又は制限する。

2 道路の被害状況の把握

市は、市内を巡回し、道路・橋りょうの被害状況を把握する。把握にあたっては、県指定の緊急輸送道路及び緊急輸送道路と市役所及び支所を結ぶ道路を優先する。

通行不能箇所の情報は、各道路管理者及び北杜警察署に連絡する。

3 道路の啓開

(1) 障害物の除去等

道路管理者は、管理する道路啓開のため、道路上の障害物の除去、損傷の補修等を行う。

市は、優先順位を定めて、市建設安全協議会との協定に基づき、協力を要請し、道路上の障害物の除去、損傷の補修等を行う。

(2) 放置車両の移動

道路管理者は、災害対策基本法第76条の6の規定により、市道における放置車両、立ち往生車両等により災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定し、運転者等に対し車両等の移動を命令する。

また、運転者等が不在の場合等にあつては、道路管理者自ら車両等の移動を行う。

4 道路の応急復旧

道路管理者は、被害状況、優先順位等を考慮し、応急復旧方針を定めて、道路の応急復旧を行う。

市は、市道の応急復旧について、市建設安全協議会との協定に基づき、協力を要請する。

5 運転者の措置

災害発生直後における自動車の運転者の措置は、次のとおりである。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 避難のために車を使用しないこと。(2) できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させること。(3) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。(4) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて、エンジンキーは付けたまま、ドアはロックしないこと。(5) 人の通行や緊急通行車両の妨げとなるような場所には駐車しないこと。 |
|--|

第2 緊急輸送

1 緊急輸送路の確保

道路管理者及び公安委員会は、前項のとおり、緊急輸送道路を確保する。

なお、県指定の緊急輸送道路は、次のとおりである。



地理院地図（電子国土 Web）を加工

2 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両の確認

市は、事前に緊急通行車両の確認を受けた公用車について、あらかじめ交付されている標章及び緊急通行（輸送）車両確認証明書を当該車両に備え付ける。

事前届出をしていない車両及び災害対策を行う他機関、団体の使用する車両については、緊急通行車両等確認申請書を県又は公安委員会に提出し、標章及び確認証明書の交付を受ける。

なお、緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両である。

- | | |
|---|------------------------------|
| ア | 警報の発表及び伝達並びに避難の指示 |
| イ | 消防、水防その他の応急措置 |
| ウ | 被災者の救難、救助その他の保護 |
| エ | 災害を受けた児童及び生徒の応急教育 |
| オ | 施設及び設備の応急復旧 |
| カ | 清掃、防疫その他の保健衛生 |
| キ | 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持 |
| ク | 緊急輸送の確保 |

ケ その他災害の発生の防ぎよ、又は拡大の防止のための措置

(2) 規制除外車両の確認

規制除外対象車両の使用者（医療機関、建設事業者等）は、災害対策に従事する規制除外車両について、(1)と同様の措置をとる。

なお、規制除外車両の対象は、次のとおりである。

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

3 輸送車両等の確保

(1) 輸送車両の確保

市は、物資、人員等を輸送する必要がある場合は、協定に基づき、(一社)山梨県トラック協会峡北支部及び赤帽山梨県軽自動車運送協同組合に要請する。

(2) 燃料の確保

市は、燃料が必要な場合は、協定に基づき、山梨県石油協同組合北巨摩支部に要請する。

4 ヘリコプターによる輸送

市は、傷病者等の緊急輸送が必要な場合は、県及び自衛隊にヘリコプターによる輸送を要請する。

また、ヘリコプター離着陸場を指定し、当該施設の管理者及びヘリコプター運航者に連絡する。

内容は、第3節第3「ヘリコプターの出動要請」による。

第6節 災害警備

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 警備体制		北杜警察署
第2 災害警備活動		北杜警察署

第1 警備体制

県警察は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は「山梨県警察災害警備計画」に基づき、本部長を長とする災害警備本部甲号を設置して対応する。

第2 災害警備活動

1 警備活動

警察の警備活動は、概ね次のとおりである。

(1) 情報収集及び報告	(2) 救出・救助活動
(3) 避難誘導等	(4) 身元確認等
(5) 二次被害の防止	(6) 社会秩序の維持
(7) 緊急交通路の確保	(8) 被災者への情報伝達活動
(9) 報道対策	(10) 情報システムに関する措置
(11) 関係機関との相互連携	(12) 自発的支援の受入れ

2 災害復旧・復興

警察の災害復旧・復興時の活動は、概ね次のとおりである。

(1) 警察施設の復旧	(2) 暴力団排除活動の徹底
(3) 交通規制の実施	

第7節 避難対策

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 避難の基本方針		
第2 避難指示等の発令	総括班、要配慮者班	
第3 警戒区域の設定	総括班	
第4 指定緊急避難場所等の開設	避難所班、支所班	
第5 避難所の運営	要配慮者班、医療班、避難所班、支所班	
第6 避難所以外の避難者への支援	避難所班、支所班	
第7 広域避難・広域一時滞在	総括班	
第8 帰宅困難者対策	商工観光班	JR 東日本
第9 動物対策	廃棄物班	

第1 避難の基本方針

1 地震時の避難行動

地震時は、次の避難行動を基本とする。

- (1) 地震直後は、地域の安全、避難行動要支援者の安否等を確認する。
- (2) 地域に危険がない場合は、耐震性の確保された自宅等で生活を継続する。
- (3) 自宅等の被害、延焼火災等の危険がある場合は、自主防災組織等を中心に、地域住民で避難誘導し、指定緊急避難場所又は地域で定めた一時避難所に避難する。
- (4) 地域の危険性が解消された場合は、自宅等で生活を継続する。

避難の基本

■地震発生直後

地域の安全・避難行動要支援者の安否確認

■地域の危険なし

自宅等で生活継続

■自宅の被災・延焼火災等

指定緊急避難場所・一時避難所

■地域の危険解消

自宅等で生活継続

■自宅での居住不可

指定避難所
(親戚・知人宅、ホテル・旅館等での分散避難を含む)

■避難所で生活困難な要配慮者

福祉避難所

2 避難先

地震直後の避難先は、指定緊急避難場所とする。

自宅での居住が不可能な場合は、指定避難所のほか、密を避けるため各自が確保した親戚・知人宅、ホテル・旅館等に分散避難を行い、避難生活を行うものとする。

第2 避難指示等の発令

1 避難指示等の発令

(1) 避難指示等の発令

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難指示等を発令する。

なお、避難指示等の発令権者は、法令により次のとおり定められている。

発令権者	要件	根拠法令
市長	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項
知事	・災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項
警察官	・市長が避難のための立ち退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認められるとき。 ・市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき。	警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がないとき。	自衛隊法（昭和29年法律第165）第94条

(2) 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令基準は、概ね次のとおりである。

ア 火災が発生し、延焼の危険性があるとき。
イ 余震により、建物及び塀の倒壊、宅地の被害拡大のおそれがあるとき。
ウ 危険物等の流出、爆発、炎上等の災害が発生し、又は予想され、被害のおそれがあるとき。
エ がけ崩れが発生、又は発生するおそれがあるとき。

2 避難指示等の伝達

(1) 伝達方法

市は、次の方法で避難指示等を対象者等に伝達する。

ア 防災行政無線
イ 北杜ほっとメール
ウ 消防防災課 SNS
エ 広報車による呼びかけ
オ Lアラートによるテレビ、ラジオ

(2) 避難指示等の内容

避難指示等の内容は、次のとおりである。

ア 避難対象地域	イ 避難先
ウ 避難指示等の理由	エ その他必要な事項

3 避難誘導

避難誘導は、自主防災組織、行政区等を中心に住民が行うこととする。

4 避難行動要支援者の避難支援

市から事前に避難行動要支援者名簿を提供されている避難支援等関係者（消防団、行政区、民生委員児童委員等）は、自分自身、家族等の安全を確保したうえで、名簿に基づき要支援者の安否を確認し避難を支援する。

市、消防団、北杜警察署等は、安否が確認できない要支援者を把握し、必要な救助を行う。

5 立退き完了の確認

市は、消防団、北杜警察署の協力を得て、避難対象地域を巡回し、立退きの完了を確認する。

第3 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し災害応急対策に従事する以外の者に対して、当該地区への立入を制限、禁止又は退去を命ずる。

警戒区域を設定した場合は、避難指示の発令と同様の措置を行う。

第4 指定緊急避難場所等の開設

1 指定緊急避難場所の開設

市は、避難する住民等のため、指定緊急避難場所（グラウンド、建物）を開設する。

なお、地域で定めた一時避難所に避難した場合、避難した住民は、その旨を市（市役所又は支所）に連絡する。

2 指定避難所の開設

市は、住家が被災し居住が困難となった被災者に対し、生活の場として指定避難所を開設する。

また、避難者の意向により引き続き一時避難所を避難所として活用する。

第5 避難所の運営

避難所の運営は、「北杜市避難所開設・運営マニュアル」に基づき、市及び避難者が施設管理者の協力を得て行う。

1 避難所の運営組織

市は、避難所に職員等を配置し、施設管理者と連携して初期の運営を支援する。

その後、応急的な対応が落ち着いた段階で、住民組織のリーダー等を委員長として避難所運営委員会を組織し、主体的に避難所の運営にあたる。避難所運営委員会には、女性が参加する等、男女共同参画の視点にも配慮したものとする。

2 外部支援者等との連携

市及び避難所運営委員会は、市社会福祉協議会と連携し、避難所運営に専門性を有したNPO・NGO・ボランティア団体等の外部支援者等との連携を図り、避難所の運営を行う。

3 避難所の整備

市は、避難者の生活に配慮した整備を行う。

(1) スペースの確保

避難所に次のスペースを確保する。特に、要配慮者、男女等様々なニーズの違い等、避難者の状況に配慮する。

ア 救護場所	イ 福祉避難室
ウ 妊産婦、母子等のスペース	エ 男女別更衣室・物干し場
オ 授乳室	カ 談話室
キ 児童・生徒の学習場所	ク ペットの飼養場所
ケ 感染者の隔離室 等	

(2) 設備の整備

次の設備及び備品を整備し、プライバシーの確保、暑さ寒さ対策等、生活環境の整備を行う。

ア 組立式簡易ベッド	イ 間仕切り
ウ 仮設トイレ（男女別、要配慮者用）	エ テレビ・ラジオ
オ 情報端末	カ 掲示板 等

4 防犯対策

市は、避難所の防犯のため、避難者への注意喚起、必要に応じ警察官による巡回の要請、警備員の配置を行う。

また、北杜警察署と連携して、避難した地区の巡回、防犯対策の広報活動等を実施する。

5 避難生活の支援

市は、避難者に対し、給水、食料・生活必需品の供給、医療救護、情報提供等の生活支援を行う。

なお、内容については、当該の節を参照のこと。

6 新型インフルエンザ等感染症対策

市は、新型インフルエンザ等感染症等が流行している場合は、次の事項に留意して避難所運営を行う。

(1) 自宅療養者の受入れ

自宅療養等を行っている感染症の軽症者等は、専用の避難所への受入れ又は保健所と連携して専用施設等への搬送を行う。

(2) 避難所での専用スペースの確保

発熱、咳等の症状があり感染の疑いのある者のスペース、家族等の濃厚接触者のスペース、専用のトイレを指定する等、区域及び動線を区分する。

(3) 健康状態の確認

避難直後には、検温、問診等を行い、感染の疑いがある者、濃厚接触者を判別し、保健所に連絡する。感染者及び濃厚接触者は、隔離し、医療機関等への移送等の措置を保健所に要

請する。

(4) 衛生環境の確保

手洗いの実施、マスクの着用、十分な換気、定期的な消毒等に努める。

7 多様な避難所の確保

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化、感染症の流行等を踏まえ、必要に応じて、避難所の確保、旅館・ホテル等への避難を呼び掛ける。

(1) 避難所の確保

協定等に基づき、可能な限り多くの避難所を確保する。

(2) 親戚、知人宅等への避難

避難所の過密を防ぐため、親戚、知人宅への避難、ホテル・旅館等への避難を検討するよう周知する。

8 要配慮者の支援

(1) 要配慮者の把握

市は、地域包括支援センター、市社会福祉協議会等と連携して、社会福祉士・保健師・介護支援専門員等によるチームを編成し、避難所の要配慮者の状況を把握し、必要な措置をとる。

(2) 福祉避難室の開設

市は、指定避難所内に福祉避難室を開設し、可能な限り要配慮者の介護支援等を行う。

(3) 福祉避難所の開設・運営

市は、協定等に基づき、社会福祉施設を福祉避難所として指定し、要配慮者の受入れを要請し、必要な支援を実施する。特に、各種資器材をはじめ、医療機器の電源確保等の必要な配慮を行う。

また、県を通じて、支援を要請する。

(4) 外国人対策

市は、外国人への情報提供等が必要な場合は、市社会福祉協議会で登録した国際交流ボランティア及び県が設置する災害多言語支援センター（山梨県国際交流センター）に支援を要請する。

9 避難所の統合・廃止

市は、避難生活者の動向、応急仮設住宅の供与の状況等をもとに、本部内での調整、避難所運営委員会への説明等を行い、避難所の統合・廃止を行う。

第6 避難所以外の避難者への支援

1 所在の把握

市は、在宅避難、車中泊、テント泊等、避難所以外の被災者の所在を行政区等からの情報で把握する。

また、親戚・知人宅、自力で確保したホテル・旅館等に避難している場合には、避難者自らが所在を市に知らせるようホームページ等で周知する。

2 生活支援

市は、避難所以外の被災者に対し、広報紙の配布、メール、SNS等での情報提供、食料の配布、保健師等による巡回健康相談等に努める。

第7 広域避難・広域一時滞在

1 広域避難

市は、避難指示等を発令時に、市内での避難所確保が困難となった場合、県内の他の市町村への住民の受入れについて、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求める。

緊急を要する場合は、県に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

2 広域一時滞在

市は、大規模な災害が発生し、市内での居住場所の確保が困難となり、市外での一時的滞在（避難所又は応急仮設住宅等）が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への受入れについて、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求める。

第8 帰宅困難者対策

道路の被災又は規制、交通機関の停止等により、交通が途絶し帰宅困難者が発生した場合、その対応は当該施設の事業者、管理者等が行うことを原則とする。

1 旅客への対応

JR 東日本等の交通事業者は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、旅客等を一時滞在施設等の適切な場所に誘導し、安全を確保する。

2 観光客への対応

市は、観光事業者に対し、交通が再開するまで観光客、宿泊客等を当該観光施設、宿泊施設等に滞在させるよう要請する。

3 一時滞在施設の開設及び支援

市は、事業者、管理者等から要請された場合、協定に基づいて、道の駅や宿泊施設などに一時滞在施設を開設する。一時滞在施設までの帰宅困難者の誘導は、当該事業者、管理者等が行うものとする。

また、SNS 等により道路等の情報の発信、可能な範囲で飲料水等を提供する。

第9 動物対策

1 ペット同行避難への対応

市は、避難所を開設時に、ペットの同行避難者がいる場合は、居住スペースとは異なるスペースにペットの飼養場所の指定、ケージへの収容等を指導する。

なお、ペットフードの確保、給餌、飼養は、ペット所有者の責任で行うことを徹底する。

2 被災動物対策

市は、県、県獣医師会、各種関係団体等と協力・連携し、災害時における被災動物等に対する救護体制を整備し、被災者を支援する。

- | |
|--|
| (1) 避難所における飼育動物の適正管理
(2) 飼料等の調達及び配布 |
|--|

第3章 災害応急対策計画
第7節 避難対策

- (3) 動物に関する相談の実施
- (4) 放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管
- (5) 動物収容施設の確保 等

第8節 医療対策

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 応急医療救護	医療班	
第2 被災者の保健対策	医療班	
第3 防疫	医療班	中北保健所

第1 応急医療救護

応急医療救護は、県が定める「山梨県大規模災害時医療救護マニュアル」に基づき実施する。

1 医療救護体制の確立

(1) 医療救護本部の設置

市は、北杜市役所本庁舎に医療救護本部を設置し、塩川病院及び甲陽病院と連携して医療救護活動の全体を調整する。

また、EMIS等を活用して医療情報を収集する。

(2) 医療救護所の設置

市は、傷病者が多数発生した場合は、塩川病院、甲陽病院等に医療救護所を設置し、傷病者のトリアージ及び処置を行う。辺見診療所及び白州診療所は、病院の業務補助を行う。

また、必要に応じて、被災現場の近傍に救護所を設置する。

(3) 医療救護班等の編成

傷病者のトリアージ及び処置にあたり、各病院及び診療所の医療体制で実施困難な場合、市は、北巨摩医師会及び県歯科医師会に医療救護班及び歯科医療救護班の出動を要請する。

また、県（中北保健所）に対し、医療救護班、歯科医療救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。

医療救護班及び歯科医療救護班の業務は、次のとおりである。

医療救護班	ア 傷病者の応急処置
	イ 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ）
	ウ 軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
	エ 助産救護
歯科医療救護班	オ 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力
	ア 歯科医療を必要とする傷病者の応急処置及び衛生指導
	イ 軽症患者や転送困難な患者等の治療
	ウ 検視・検案に際しての協力

2 医療救護活動

(1) トリアージ等の処置

傷病者は、医療救護所でトリアージ及び処置、軽症者の応急手当を行う。

(2) 後方医療機関への搬送

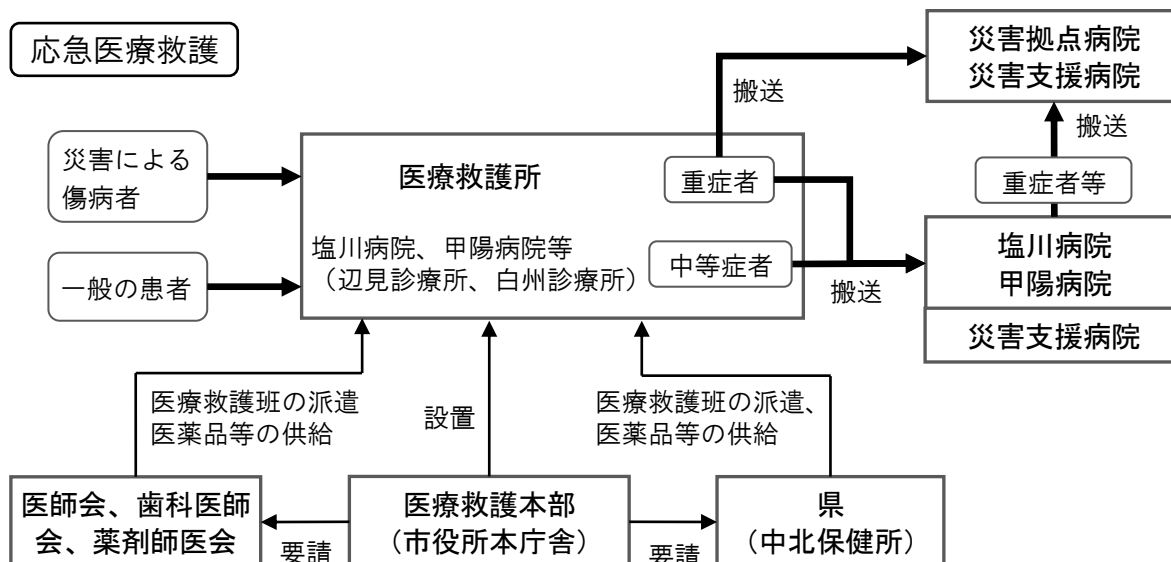
中等症者及び重症者は、塩川病院及び甲陽病院に収容し治療する。

収容困難な場合は、近隣の災害拠点病院又は災害支援病院に搬送する。搬送は、消防本部の救急車、ヘリコプター等で行う。

区分	医療機関名
基幹災害拠点病院	県立中央病院
地域災害拠点病院	市立甲府病院、白根徳洲会病院、韮崎市立病院、山梨厚生病院、 笛吹中央病院、富士川病院、富士吉田市立病院、大月市立中央病院
基幹災害支援病院	山梨大学医学部附属病院、山梨赤十字病院
地域災害支援病院 (中北)	甲府病院、山梨病院、甲府共立病院、武川病院、貢川整形外科 病院、三枝病院、赤坂台病院、竜王リハビリテーション病院、 巨摩共立病院、高原病院、宮川病院、塩川病院、甲陽病院、韮 崎相互病院

(3) 一般の傷病者への対応

一般の医療機関の診療が中断したために受診できない患者（災害に起因するものではない傷病）等は、医療救護所に対応する。



3 医薬品・医療資器材等の確保

医薬品等は、医療機関に保管されたものを使用する。

市、医療機関及び医療救護班は、医薬品等が不足する場合、県（中北保健所）に要請する。

4 特殊医療対策

市は、人工透析患者、助産を必要とする妊婦、障がい者、難病患者等への対応に関する医療情報を、県（中北保健所）等から収集し、住民に周知する。

また、自力で移動できない患者等の移動、医療機関への収容等を県（中北保健所）と協力して行う。

第2 被災者の保健対策

1 避難所救護所の設置

市は、被災者の保健対策を行うため、指定避難所に救護所を設置する。

2 医療救護班等の編成

市は、北巨摩医師会及び県歯科医師会に対し、避難所等を巡回する医療救護班及び歯科医療救護班の編成を要請する。

また、避難所の保健衛生に関する調査、指導等のため、市の保健師及び保健所等の保健師で巡回健康相談チームを編成し、リハビリテーション関係団体の協力を得て巡回リハチームを編成する。

さらに、被災状況及び避難所の医療ニーズに応じて、保健医療救護活動を行う各チームの派遣を県（中北保健所）に要請する。

- | | | |
|--------------|------------------------------|-------------|
| (1) 歯科医師会救護班 | (2) 薬剤師チーム | (3) 災害支援ナース |
| (4) 保健師チーム | (5) 災害時リハビリテーション支援チーム (JRAT) | |

3 地域保健対策

市は、医療救護班等の巡回スケジュールを立案し、次のとおり避難所で保健対策を行う。

- | | |
|--------------|-------------------|
| (1) 感染症対策 | (2) 慢性疾患対策 |
| (3) 認知症高齢者対策 | (4) 寝たきり高齢者防止対策 |
| (5) 巡回リハビリ | (6) 検診体制、その他の体制整備 |
| (7) 口腔ケア | |

4 精神保健医療対策

市は、県（中北保健所）にDPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣を要請し、精神ケアに関する避難所での巡回、相談窓口等での相談業務・カウンセリング、症状悪化・急性反応の患者への対応、移動困難な在宅患者への訪問等の支援を実施する。

第3 防疫

1 市の防疫組織

市は、災害対策本部内に災害防疫対策本部又は防疫組織を設け、県（中北保健所）の指導のもと、防疫対策の企画及び推進にあたる。

2 防疫活動

市は、感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下、本節において「法」という。）の規定に基づき、知事の指示に従って防疫活動を行う。

(1) 防疫調査

県（中北保健所）は、医師、保健師等により検病調査の班編成を行い、避難所等で防疫調査を行う。

市は、これに協力する。

(2) 健康診断

市は、防疫調査の結果、1類～3類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、法第17条により知事の指示に従って健康診断を行う。

(3) 患者等に対する措置

市は、一類感染症等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、知事の指示に従

って、法第19条又は法第26条により当該感染症の患者に対し感染症指定医療機関等へ入院させ、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告又は入院させる措置を行う。

(4) 避難所の防疫措置

避難所を開設したときは、必要に応じて、県（中北保健所）の指導のもと、避難所における防疫の徹底を図る。

市は、地域住民に対して飲食物の衛生管理及び感染症に関する事項について正しい知識をもち、その予防に注意を払うよう、広報活動を行う。

(5) 感染症予防業務の実施方法

感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要があると認めるときは、法に基づき、知事の指示に従って、次の措置を速やかに実施する。

- | | |
|---|--------------------------------------|
| ア | 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する措置 |
| イ | ねずみ族、昆虫等の駆除に関する措置 |
| ウ | 物件の消毒に関する措置 |
| エ | 生活の用に供される水の供給に関する措置 |
| オ | 臨時予防接種に関する措置（市長をして実施させることが適当な場合に限る。） |

(6) 予防接種

市は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項各号に掲げる疾病のうち、厚生労働大臣が定めるものについて、まん延予防上の緊急の必要があると認めるときは、知事の指示に従って、その対象者及びその期日又は期間を指定して、予防接種法第6条の臨時の予防接種を実施する。

3 防疫資機材及び薬剤の確保

市は、市保有の防疫用機器、防疫用薬剤を使用する。

防疫用資機材等が不足する場合は、事業者から調達する。

ただし、必要な防疫用資機材、防疫用薬剤等が確保できない場合には、県（中北保健所）に供給を要請する。

第9節 食料・飲料水等の供給

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 食料の供給	物資班	
第2 生活必需品等の供給	物資班	
第3 救援物資の受入れ	物資班	
第4 給水	給水班	

第1 食料の供給

1 必要量の把握

市は、避難者数、避難所外の避難者数等を基に、食料の必要量を把握する。

その際には、ミルクを必要とする乳児数、食物アレルギーを有する被災者数についても把握する。

2 備蓄の利用

(1) 家庭内備蓄の利用

災害発生直後は、住民が避難時に持ち出した家庭内備蓄の食料を利用することを基本とする。

(2) 行政備蓄の配布

市は、家庭内備蓄を持ち出すことができない避難者を対象に、市の備蓄食料を供給する。

3 食料の調達

(1) 食料の調達

市は、次の方法で食料を調達する。

- | |
|---|
| ア パン、弁当等の供給を、協定を締結した事業者に要請する。
イ 県、国にパン、弁当等の救援物資を要請する。
ウ 自治体、企業、団体等からの救援物資を受け入れ、活用する。
エ 自衛隊の災害派遣部隊に炊き出しを要請する。 |
|---|

なお、炊飯用の米穀が不足する場合は、必要な数量を知事に通知し、農林水産省農産局長を通じ受託事業者から引き渡しを受ける。

(2) 栄養指導等

市は、要配慮者、アレルギー等の状況に配慮した食料を確保するよう努める。

また、栄養士等によるメニューの監修、食品の衛生状態の確認等を行う。

4 食料の搬送

市は、食料の供給を要請した事業者等に、直接、市の指定した場所（避難所）まで搬送するよう要請する。

事業者の搬送が困難な場合は、市役所又は支所等で受け入れ、協定を締結した輸送業者に搬送を要請する。

県を通じて確保した救援物資（主に乾物）は、物資集積拠点に受け入れるよう物流事業者に搬送を要請する。

5 食料の配布

市の指定した場所（避難所）に搬送した食料は、避難所運営委員会等が避難者に配布する。配布にあたっては、避難所の避難者のみならず、避難所以外の避難者にも配布するよう、防災行政無線、SNS 等で周知する。

6 炊き出し支援

避難所等における炊き出しは、避難者の自主的な活動とする。
市は、避難者等から炊き出しの要望があった場合、可能な限り燃料、食材等の確保に努める。

第2 生活必需品等の供給

生活必需品等の供給は、第1と同様とする。

第3 救援物資の受入れ

1 物資集積拠点の開設

市は、救援物資を受け入れる必要がある場合は、支所建物の空きスペース、空地へのテント設営等により、物資集積拠点を開設する。

大量に救援物資を受け入れる必要がある場合は、物流事業者のノウハウを活用できるよう、物流事業者に物資の受入れ、仕分及び避難所への配送を委託する。

2 物資の募集と受入れ

市は、物資が不足する場合、全国に救援物資を要請する。
なお、物資の受入れについては、次の方針で受け入れる。

- (1) 自治体、企業、団体等からのまとまった量の救援物資は、申し出を登録し、市が必要となった時点で品目、数量等を連絡し、供給を受ける。
- (2) 次の物資は受入れの対象外とする。
 - ・個人等からの小口の物資
 - ・生鮮品等の保存期間が短い食品

第4 給水

1 給水の準備

(1) 需要の把握

市は、給水活動の規模を決定するため、断水地域、断水人口、避難所設置場所等、需要の把握を行う。

また、水道企業団から給水状況の情報を収集する。

(2) 給水資器材等の確保

市は、給水に使用する給水車、給水タンク等の資器材、給水要員等の確保、水源の確認を行う。

市で給水が困難な場合は、ペットボトル等の飲料水を確保する。

また、給水車及び給水要員は、協定を締結した市町村、県、水道事業者及び（公社）日本水道協会に要請する。

(3) 給水計画の作成

市は、給水場所、給水ルート、車両及び人員配置、給水スケジュール等を定めた給水計画を作成する。

なお、給水量は、当初1人1日3リットルを目安とし、その後、飲料水以外の生活用水の確保に努める。目安は、次のとおりである。

日数	目標水量	用途	主な給水方法
災害発生～3日	3リットル/人・日	生命維持に必要最低限の水	備蓄水と給水車等による運搬給水
4日～10日	20リットル/人・日	調理、洗面など最低生活に必要な水	運搬給水と耐震性貯水槽、消火栓での拠点給水
11日～21日	100リットル/人・日	調理、洗面及び最低限の浴用、洗濯に必要な水	一部は復旧した水道管での給水、その他拠点給水の継続
22日～28日	250リットル/人・日	被災前と同様の生活に必要な水	順次本給水に移行する

2 給水活動

市は、次の方法で給水を実施する。

(1) 水の確保

給水車への給水は、浄水場、配水池、飲料水兼用耐震性貯水槽にて行う。

(2) 給水車による給水

病院、診療所及び社会福祉施設には、優先して給水を実施する。

断水地区においては、避難所、断水地区の公園、学校等に設定した給水所で、給水車から住民が持参した容器に給水する。

(3) ペットボトル等の確保

市は、ペットボトル等の保存水の供給を、協定を締結した事業者、自治体、企業、団体等から供給を受け活用する。

3 備蓄の利用

災害発生直後は、住民が避難時に持ち出した家庭内備蓄を利用することとする。

市は、家庭内備蓄を補完するために、市の備蓄飲料水を供給する。

第10節 災害廃棄物処理

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 建物の解体撤去	住宅班	
第2 災害廃棄物の処理	廃棄物班	
第3 環境対策	廃棄物班	
第4 住宅関係の障害物の除去	住宅班	
第5 河川・農地・林地関係の障害物の除去	復旧班、農林班	

第1 建物の解体撤去

被災建物の解体撤去は、所有者が行うことを原則とする。

ただし、解体撤去が国庫補助の対象となり、市が解体の必要があると判断し、災害廃棄物として処理することが適当と認められるものについては、市が被災者の申請の受付け、解体撤去の確認、業者への費用支払い等の手続を実施する。

なお、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じて、事業者等に対し、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づき適切に解体等を行うよう周知する。

第2 災害廃棄物の処理

1 組織体制

市は、「北杜市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物処理を統括する組織として、「災害廃棄物特別担当」を設置し、災害廃棄物処理を実施する。

2 災害廃棄物処理実行計画の作成

市は、被害状況から災害廃棄物等の発生量、し尿発生量、一般廃棄物処理施設での災害廃棄物等の処理可能量等を把握し、処理方法を定めた災害廃棄物処理実行計画を作成する。

なお、対象とする災害廃棄物は、次のとおりである。

区分	内容
災害廃棄物	被災した住家を片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。 木くず、コンクリートがら等、金属くず、可燃物、不燃物、廃家電、廃自動車等、腐敗性廃棄物、有害廃棄物、その他適正処理困難物に区分する。
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ、粗大ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ
し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

3 し尿の処理

市は、次のようにし尿の処理を行う。

(1) 仮設トイレ等の確保

トイレ不足が生じた場合は、断水地区、避難所の位置・箇所数等から仮設トイレの必要数を把握する。

仮設トイレは、市の備蓄の組立トイレのほか、不足する場合は、協定を締結した市町村、レンタル事業者から確保し、避難所に設置する。

また、災害派遣トイレネットワーク協議会へトイレトレーラーの派遣を要請する。

(2) し尿の収集

仮設トイレの利用者数等を考慮した上で、優先順位を決定し、し尿の収集作業を実施する。収集は、一般廃棄物処理業許可事業者により実施するが、収集能力が不足する場合は、他市町村に要請する。

(3) し尿の処理

し尿の処理は、南部衛生センター及び北杜市北部ふるさと公苑で行う。当該施設で処理が困難となった場合は、他市町村の施設又は民間処理事業者に要請する。

なお、携帯トイレ等は、可燃ごみとして収集し処理する。

4 避難所ごみ、生活ごみの収集・処理

市は、生活ごみ及び避難所ごみについては、通常のごみ収集と同様に収集し、環境衛生センターで処理する。

5 災害廃棄物の処理

市は、災害廃棄物等の処理については3年間で終わることを目標に設定する。処理は、緊急性の高いものを優先し、仮置場において選別したのち、破碎等中間処理を行い、再資源化を図る。

(1) 仮置場等の設置

災害廃棄物を選別し中間処理を行うために、必要に応じて、一時仮置場、一次集積所、二次集積所及び中間処理施設用地を設置する。

一時仮置場では、被災者が搬入し分別できるよう、適切な運営・管理を行う。

名称	目的・定義
一時仮置場	個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、被災家屋等から災害廃棄物を、被災地内において、仮に集積する場所
一次集積所	処理（リユース・リサイクルを含む。）前に、仮置場等にある災害廃棄物を一定期間、粗選別・保管しておく場所
二次集積所	一次集積所での分別が不十分な場合、再選別を行い、中間処理を行うまでの間、保管しておく場所
中間処理施設用地	仮設破碎機・焼却炉等の設置及び処理作業を行うための場所

(2) 処理

仮置場等で選別、処理された災害廃棄物は、峡北広域行政事務組合の中間処理施設で処理し、県外の最終処分場で処分する。

市での処理が困難な場合は、峡北広域行政事務組合等と連携して、県等に支援を要請する。

第3 環境対策

1 アスベスト等の対策

市は、建築物等への被害により有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に、環境モニタリング、解体事業者等への注意喚起等の対策を行う。

また、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民等に対し注意喚起等を行う。

2 放射性物質のモニタリング

市は、原子力施設等の被害が発生した場合、定期的に公共施設等で放射性物質のモニタリングを行い公表する。

第4 住宅関係の障害物の除去

市は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づきその除去を行う

1 対象者の選定

対象者は、次の全ての条件に該当する者とする。市は、被災者の申請に基づき、要件を確認し対象者を選定する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者(2) 住家の被害程度が半焼、半壊又は床上浸水と認定された者(3) 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者 |
|---|

2 障害物の除去の実施

市は、市建設安全協議会との協定等に基づき、事業者との請負契約を締結して障害物の除去を行う。

第5 河川・農地・林地関係の障害物の除去

河川・水路、農地、林地に堆積した土砂、竹木等の除去及び処理は、各管理者又は所有者が行うことを基本とする。

ただし、各管理者又は所有者による除去が困難な場合は、市が関係機関と連携して除去及び処理を行う。

なお、作業は、災害対策の重要性から除去の優先順位を定め、市建設安全協議会との協定等に基づき、事業者に要請する。

第11節 住宅等対策

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 応急危険度判定	住宅班	
第2 住家の被害調査・罹災証明の交付	被災者支援班、被害調査班	
第3 住宅の応急修理	住宅班	
第4 応急仮設住宅の供与	住宅班	

第1 応急危険度判定

1 被災建築物の応急危険度判定

市は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、応急危険度判定を実施する。

(1) 判定実施体制の整備

市は、市役所に被災建築物危険度判定実施本部を設置し、(一社)山梨県建築士会等に危険度判定士、資機材等の応援を要請する。

市で確保が困難な場合は、県に応援を要請する。

(2) 判定調査

市は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」(財団法人日本建築防災協会)に基づき、危険度の判定・表示を行う。

判定士は、被災建築物の被害状況を調査し、その結果を「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにて建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者、居住者、通行者等に周知を図る。

2 被災宅地の危険度判定

市は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の二次災害を軽減・防止するために危険度判定を実施する。

(1) 判定実施体制の整備

市は、市役所に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、被災宅地危険度判定士、資機材を確保する。

市で危険度判定士、資機材の確保が困難な場合は、県に応援を要請する。

(2) 判定調査

市は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」(被災宅地危険度判定連絡協議会)に基づき、危険度の判定・表示を行う。

判定士は、宅地の危険度判定を実施し、結果を「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーにて宅地等の見やすい場所に表示し、当該宅地の所有者、通行者等に周知を図る。

(3) 避難対策

市は、降雨等により宅地の変状が拡大するおそれのある場合、危険区域への避難指示、立入禁止等の措置をとる。

第2 住家の被害調査・罹災証明書の交付

1 住家の被害認定調査

市は、住家等の被害状況を把握し、罹災証明書を発行するために、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づき、住家の被害認定調査を行う。

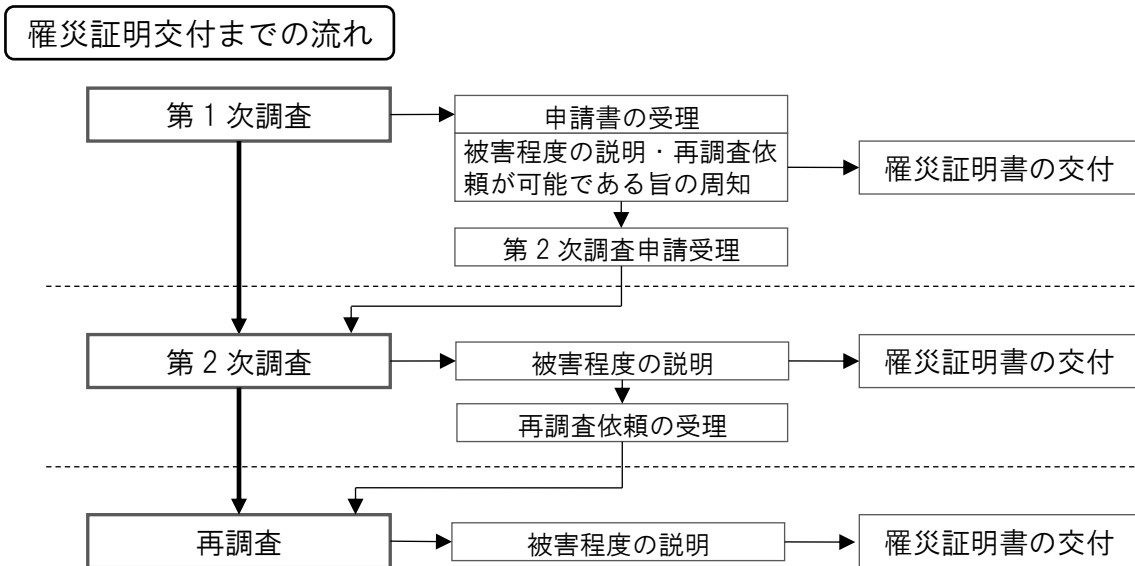
調査員が不足する場合は、県を通じ全国の自治体職員等に応援を要請する。

調査は、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」「被害なし」に区分する。

調査区分	内容
第1次調査	外観の損傷状況の目視による把握、建物の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
第2次調査	第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、部位ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
再調査	第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点について再調査を行う。

2 罹災証明書の交付

市は、被害認定調査の結果をまとめた罹災台帳を作成し、被災者からの申請に基づき罹災証明書を交付する。



3 被災証明書の交付

市は、住家以外の工作物（物置、納屋等）、住家の付帯物（雨樋、カーポート、塀、門扉等）、動産等（商品、設備、自動車等）の被災について、被災者からの届出があった旨を証明する被災証明書を交付する。

第3 住宅の応急修理

市は、災害救助法が適用された場合、住宅の応急修理を行う。

1 対象者の選定

市は、窓口等で被災者の申請に基づき、次の要件を確認する。対象者は次のとおりである。

- (1) 住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では、応急修理をすることができない者（半壊及び準半壊）
- (2) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（大規模半壊）

2 応急修理の実施

応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、費用は、原則として、災害救助法関係通知に基づく実費弁償の限度額以内とする。

市は、建築事業者との請負契約を締結して修理を行う。

第4 応急仮設住宅の供与

県は、災害救助法が適用された場合、災害により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に応急仮設住宅等を供給する。

1 需要の把握

市は、避難者数、住家の被害状況、避難者の意向等を把握し、公営住宅等の空き住戸活用の検討後、借上げ型応急仮設住宅による必要戸数及び建設型応急仮設住宅の必要戸数を県に報告する。

2 公営住宅

市は、市営住宅及び県営住宅の入居可能戸数の確認を行い、空き住戸の利用を検討する。

3 借上げ型応急住宅

市は、公営住宅等の空き住戸のみで必要戸数に満たない場合、県へ借上げ可能な民間賃貸住宅戸数等を確認し、提供する。

4 建設型応急住宅

(1) 用地の確保

市は、災害時において迅速に建設型応急住宅を供給するために、建設用地を確保する。不足する場合は、その他の公用地の選定、私有地を借用して確保する。

(2) 建設

市は、建設用地の現地確認を行い、県と協議の上、建設戸数及び建設地の選定を行う。建設は県が行うが、県から委任があった場合は、市が施工管理等を行う。

建設にあたっては、概ね50戸以上設置した場合は、集会所等に使用できる施設を設置する。

また、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置することができる。

第12節 遺体の捜索・処理・埋葬

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 行方不明者の捜索	消防団	
第2 遺体の検視・検案	被災者支援班	北杜警察署
第3 遺体の安置	被災者支援班	
第4 埋葬	被災者支援班	

第1 行方不明者の捜索

市は、家族、自主防災組織、行政区等からの情報等に基づき、行方不明者の情報を把握する。行方不明者の情報は、消防本部、北杜警察署等と共有する。

市は、行方不明者を把握した場合、消防団、消防本部、北杜警察署及び自衛隊に捜索を要請する。

また、住民基本台帳等を活用し、県等と連携して安否情報の収集と精査により、安否不明者名簿の作成と公表を行う。

第2 遺体の検視・検案

1 遺体の搬送

北杜警察署は、現場で発見された遺体を遺体安置所まで搬送する。

2 遺体の検視

北杜警察署は、遺体の検視・調査を行う。

3 遺体の検案

市は、遺体の検案を法医学専門医、警察協力医、救護班等に要請する。

検案は、死亡診断のほか、洗浄・縫合・消毒等の必要な処置及び検案書の作成等とする。検案が終了した遺体は、遺体安置所に安置し、家族等に引き渡す。

第3 遺体の安置

1 遺体安置所の設置

市は、多数の遺体を収容する必要がある場合、公共施設等に遺体安置所を設置する。

なお、遺体安置所は、遺体の検視・検案場所を兼ねるものとする。

2 資機材の確保等

市は、遺体の安置・処理に必要な棺、ドライアイス、ビニールシート等の資機材の提供、納棺等の遺体の扱いについて、葬祭事業者に要請する。

3 身元確認

市は、北杜警察署、県歯科医師会等の協力を得て、遺体の身元確認を行う。

また、遺体安置所等で家族の確認、問い合わせに対応する。

第4 埋葬

1 遺体の埋葬

遺体の火葬は、通常の手続きにより家族が行うことを原則とする。

ただし、北の杜聖苑での火葬又は遺体の引き取り後の搬送が困難な場合、市は、県及び周辺の火葬場、搬送手段の確保等の支援を行う。

また、引き取りのない遺体は、市が火葬を行い、遺骨等を保管する。

2 広域火葬の要請

市は、北の杜聖苑で火葬が不可能な場合又は設備が被災した場合、県に広域火葬を要請する。

第13節 応急教育

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 児童・生徒等の安全確保	教育文化班	
第2 社会教育施設の安全確保	教育文化班	
第3 応急教育	教育文化班	
第4 応急保育	要配慮者班	
第5 文化財の応急対策	教育文化班	

第1 児童・生徒等の安全確保

1 地震発生時の対策

学校等は、児童・生徒等の安全、施設等の被害状況等を確認する。施設の被害及び延焼火災が発生した場合は、児童・生徒等の避難誘導及び救護、初期消火、救助等を行う。

市は、学校等からの連絡に基づき状況を把握する。

2 児童・生徒等の引渡し

児童・生徒等は、学校等において保護者へ引渡すことを原則とする。

保護者の不在、帰宅が困難である児童・生徒等は、学校において保護する。

第2 社会教育施設の安全確保

社会教育施設の管理者等は、利用者の安全を確認し、応急手当、避難等を行う。施設は閉館とするが、道路、交通機関等が不通の場合は、施設での滞留を促す。

第3 応急教育

1 応急教育の実施

市教育委員会は、教育を早期に再開するため、施設の点検、応急復旧等の措置を講ずる。また、復旧状況に応じて、授業形態、給食の再開等を弾力的に運用する。

2 教科書・学用品等の給付

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又は毀損し、就学上支障をきたしている児童・生徒に対して、学用品等を給付する。

3 避難所との共存

学校は教育の場としての機能と、避難所としての機能を有する。

そのため、市は、避難所となっている学校で授業を再開する場合、使用施設について学校長と調整する。

第4 応急保育

市は、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう各保育所等に要請する。

第5 文化財の応急対策

市は、指定・登録文化財について、文化財所有者等から被害情報を収集し、県に報告する。
市資料館については、施設及び収蔵品の被害状況を確認する。
また、被害の程度により必要な応急措置を講じて本格的な復旧に備える。

第14節 生活関連施設の応急対策

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 上水道施設応急対策	給水班	
第2 下水道施設応急対策	給水班	
第3 電力事業施設応急対策		東京電力 PG
第4 電気通信事業施設応急対策		NTT 東日本、NTT ドコモ
第5 液化石油ガス施設応急対策		県 LP ガス協会、液化石油ガス事業者
第6 鉄道施設応急対策		JR 東日本

第1 上水道施設応急対策

市は、応急給水用飲料水の確保とともに、簡易水道施設の早期応急復旧に努める。

1 要員の確保

あらかじめ定める地震災害対策計画に基づき、応急復旧要員の確保を図る。

2 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、市指定給水装置工事事業者へ協力を要請する。

3 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定める。

4 送配水管等の復旧

送配水管の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管当を順次復旧する。

5 仮設配水管の設置

仮設配水管は、応急復旧を迅速に行うため状況により設置し、また必要に応じて消火栓を設ける。

6 広報

給水を停止するとき、又は断水のおそれが生じたときは、住民及び消防本部等に対して影響する区域の情報を広報する。

また、復旧の時期についても、広報する。

第2 下水道施設応急対策

市は、下水道施設の点検を実施し、下水道施設の早期復旧に努める。

1 要員の確保

あらかじめ定める地震災害対策計画に基づき、応急処置要員の確保を図る。

2 工事業者等への協力要請

応急処置に必要な資機材の調達、工事の実施について、市下水道排水設備指定工事店へ協力を要請する。

3 応急処置計画の策定

管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として応急処置計画を策定する。

- (1) 応急処置の緊急度及び工法
- (2) 処置資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置
- (5) 非常電源（可搬式発電機）の確保

4 広報

施設の被害状況及び復旧見込み等について広報し、利用者の生活排水の不安解消に努める。

第3 電力事業施設応急対策

東京電力PGは、速やかに被災状況の把握、電力供給の維持及び停電の解消等を図る。

なお、災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大にともない円滑な防災活動のため、警察・消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な危険防止措置を講じる。

第4 電気通信事業施設応急対策

NTT東日本及びNTTドコモは、災害が発生したときは、速やかに被災状況、疎通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図る。

なお、災害時には次の応急対策を行う。

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 被災地特設公衆電話の設置 | (2) 携帯電話の貸出し |
| (3) 災害用伝言ダイヤル等の提供 | |

第5 液化石油ガス施設応急対策

液化石油ガス事業者は、県LPガス協会が定める災害対策マニュアルに基づいた連絡体制を確立するとともに、被災状況の調査、点検を実施する。

消費先の被災状況に応じて復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。

また、関係機関の要請に応じて避難所等に必要なガスの供給を確保する

第6 鉄道施設応急対策

JR東日本は、列車抑止、運転規制とともに、旅客避難誘導及び被災状況の調査、鉄道施設の点検を実施し、被災状況の把握と早期応急復旧を図る。

第15節 被災者の生活支援

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 被災者生活再建支援	被災者支援班	
第2 災害弔慰金等の支給	被災者支援班	市社会福祉協議会
第3 中小企業等への支援	農林班、物資班	金融機関
第4 被災者相談	被災者支援班、支所班	
第5 被災者台帳の作成	被害調査班	

第1 被災者生活再建支援

1 被災者生活再建支援金の支給

市及び県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

2 山梨県小災害内規による給与

県は、災害救助法の適用を受けるほどでない一定基準以上の災害について、生活必需品の給与及び見舞金等の支給を行う。

また、山梨県小災害内規を適用した市町村の区域外の被災者に対して、必要な場合は、当該内規により見舞金等を支給する。

第2 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金・災害見舞金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に対し、災害障害見舞金を支給する。

2 災害援護資金等

市は、災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害において災害援護資金を貸し付ける。

市社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小災害時には、低所得者層を対象に生活福祉資金を貸し付ける。

3 義援金の募集・受付・配分

義援金の募集等は、県、市町村、日赤山梨県支部、共同募金会、報道機関その他で協議会を構成し、被害の程度等に応じて方法等を協議し行う。

市は、その方法に応じて、募集、受付及び配分を行う。

4 租税等の徴収猶予

市、県及び国は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、租税等の納税期限の延長、徴収猶予、減免等、適時、適切な措置を実施する。

第3 中小企業等への支援

1 中小企業融資対策

日本政策金融公庫等の機関は、法令に基づき中小企業者に融資等を行う。
市は、当該制度について広報する。

2 農業災害関係融資対策

農業協同組合、融資機関等は、法令、制度等に基づき、山梨県農業災害対策資金、天災資金の融資等を行う。
市は、当該制度について広報する。

第4 被災者相談

1 安否情報の提供

市は、被災者の安否情報について、家族、親族等から照会があった場合は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その個人情報の管理を徹底する。

2 住民相談

市は、市役所、支所等に災害相談窓口を設置し、被災者支援についての相談、申請受付等、各種相談を行う。
また、必要に応じて、災害相談窓口をその他の公共施設等に設置する。

第5 被災者台帳の作成

1 被災者台帳の作成

市は、被災者の援護の基礎となる被災者台帳を作成する。被災者台帳に記載する内容は、次のとおりである。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 氏名(2) 生年月日(3) 性別(4) 住所又は居所(5) 住家の被害その他市が定める種類の被害の状況(6) 援護の実施の状況(7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由(8) 電話番号その他の連絡先(9) 世帯の構成(10) 罹災証明の交付の状況(11) 台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先(12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時 |
|---|

第3章 災害応急対策計画

第15節 被災者の生活支援

- (13) 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- (14) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

2 被災者情報の提供

市は、次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- (3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

第16節 災害ボランティア活動

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 災害ボランティアの受入れ	要配慮者班	市社会福祉協議会
第2 災害ボランティア活動	要配慮者班	市社会福祉協議会

第1 災害ボランティアの受入れ

1 災害ボランティアセンターの設置

市社会福祉協議会は、市と連携して災害ボランティアセンターを設置する。
また、被災地に近い支所等の公共施設にボランティア活動の拠点を設置する。

2 災害ボランティアセンターの運営

市社会福祉協議会は、次のとおり災害ボランティアセンターの運営を行う。
運営にあたっては、ボランティア活動の自主性を尊重し、活動方針及び運営については、災害ボランティアセンター自らが決定し行う自主運営を基本とする。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 災害ボランティアの募集、受付 | (2) ボランティアニーズの把握 |
| (3) 活動のコーディネート | (4) 資機材の確保、活動資金の調達 |
| (5) 災害ボランティア支援 等 | |

第2 災害ボランティア活動

1 災害ボランティア活動

災害ボランティア活動は、次のとおりである。

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 被災地の清掃 | (2) 避難所の運営補助 |
| (3) 要配慮者等の被災者の支援 等 | |

2 市と災害ボランティアセンターとの連携

市は、市社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーター等と定期的に協議を行い、被災者ニーズの把握、ボランティア活動の調整、ボランティアへの必要な支援を行う。

また、被災地入りしているNPO等のボランティア等と、情報を共有する場を設置し、被災者のニーズ及び支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

3 専門ボランティアとの連携

市は、建築、医療、福祉等の専門性を有する災害ボランティアに対しては、関係する各部班との連携をとり、一体となって活動するよう要請する。

第17節 災害救助法の適用

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 災害救助法の適用	総括班	
第2 救助の実施	全班	

第1 災害救助法の適用

災害救助法は、災害の応急期における応急救助業務に対応する主要な法律である。本法律が適用された場合、救助（被災者対策）の主体は県となり、市は、県の補助及び事務委託を受けた救助の主体となる。

また、費用は県及び国の負担となる。

1 適用基準

市の災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

- (1) 市内で住家が滅失した世帯数が60世帯以上に達したとき。
- (2) 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が1,000世帯以上に達した場合で、市内の滅失世帯数が30世帯以上に達したとき。
- (3) 被害が県内全域に及ぶ大災害で滅失世帯数が5,000世帯以上に達したとき。
- (4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情^{*1}がある場合であって、多数の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準^{*2}に該当したとき。

※1 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※2 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して、継続的に救助を必要とすること。被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

2 適用手続き

市長は、災害救助法の適用の必要があると認めたときは、知事に対しその旨を要請する。

第2 救助の実施

1 救助の実施機関

災害救助法に基づく救助は、知事が行う。

ただし、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする。

この場合、知事は事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知する。

2 救助の種類

災害救助法による救助は、次のとおりである。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 障害物の除去

なお、災害救助法に基づく救助の程度・方法及び期間については、山梨県災害救助法施行細則の定めによる。

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

1 計画の目的

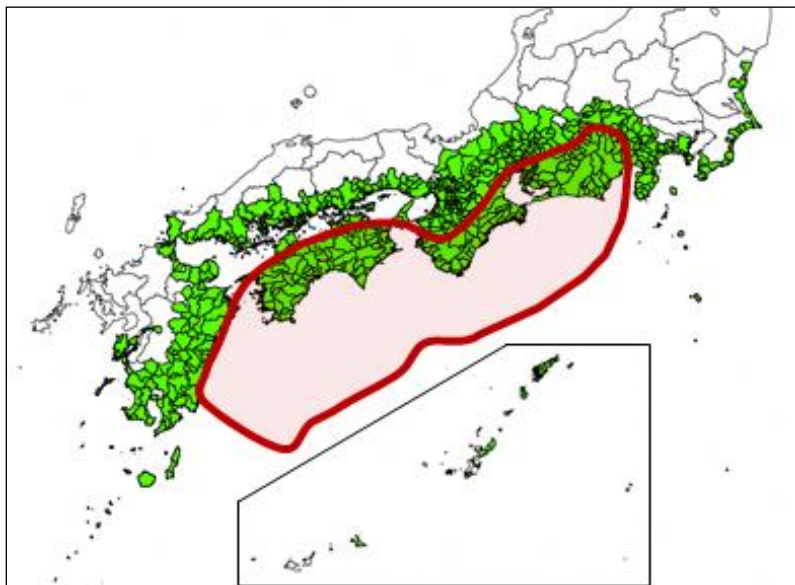
南海トラフ地震防災対策推進計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（本章において、以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、市における地震防災対策の推進を図ることを目的に定めるものである。

2 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

南海トラフ地震は、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までに至るプレート境界を震源とする大規模な地震である。

市は、法第3条第1項の規定により、内閣総理大臣によって南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。

なお、東海地震については、南海トラフ地震の一つに位置付けられる。



〈南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている市町村及び
南海トラフ巨大地震の想定震源域〉

※南海トラフ地震防災対策推進地域：南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域

第2 基本方針

南海トラフ地震により想定される震度は震度6弱程度となっており、「釜無川断層地震」及び「糸魚川—静岡構造線地震」と同じ程度の揺れである。

そのため、南海トラフ地震に対する災害予防計画及び地震発生後の災害応急対策計画は、第2章～第3章に準拠して対応することを基本とする。

本章には、南海トラフ地震臨時情報が発表されてから、大規模地震が発生するまで（又は収束するまで）の避難対策を定めるものとする。

第3 防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱

第1章第1節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱」を準用する。

第2節 南海トラフ地震に関する情報

第1 南海トラフ沿いで観測される異常な現象

南海トラフ沿いで観測され得る大規模地震については、確度の高い地震の予測は困難であるものの、観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるものとして、防災対応の検討が必要となる3ケースが想定されている。

1 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース（半割れケース）

南海トラフ地震の想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（以下「M」）8以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。

2 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース（一部割れケース）

南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、M7クラスの地震が発生した場合

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7以上M8未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。

なお、想定震源域のプレート境界以外、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で発生したM7以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われる。

3 ゆっくりすべり／被害なしケース（ゆっくりすべりケース）

短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合

第2 南海トラフ地震に関連する情報

1 南海トラフ地震関連情報

気象庁は、南海トラフ地震に関連する情報として、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」を公表する。情報の種類及び発表条件は、次のとおりである。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

2 南海トラフ地震臨時情報

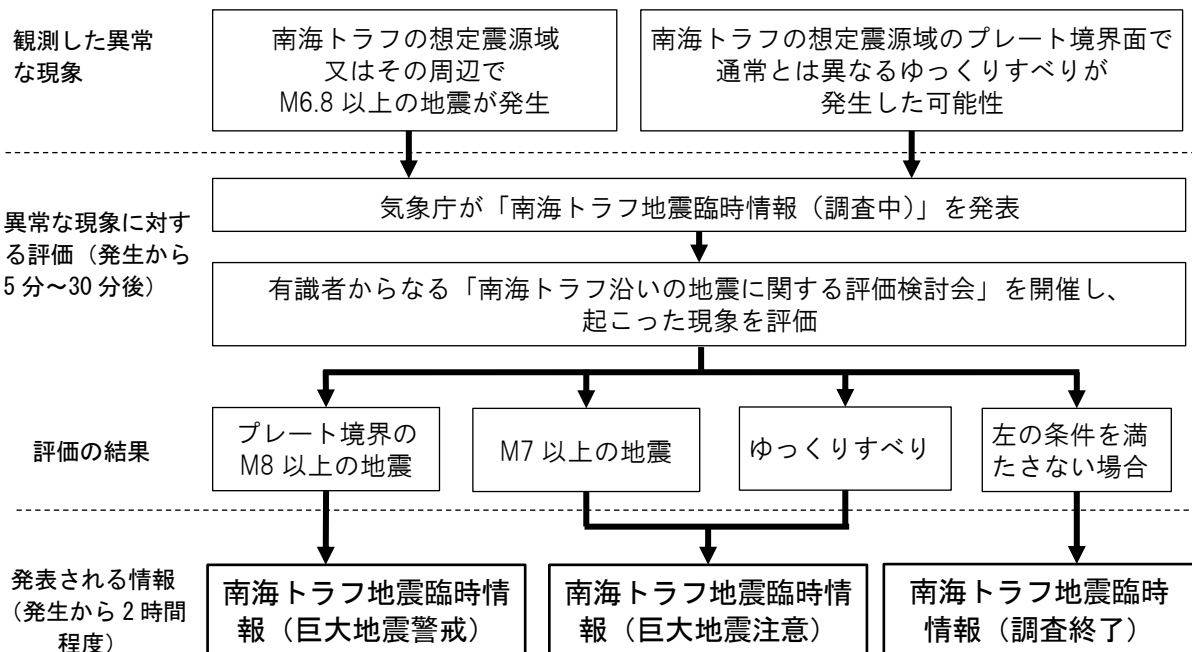
南海トラフ地震臨時情報には、次のキーワードが付記される。

キーワード	内容
調査中	次のいずれかにより、臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・ 1か所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・ その他想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	巨大地震警戒及び巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

第3 情報発表の流れ

異常な現象を観測したときから情報発表までの流れは、次のとおりである。

市は、この情報の流れに対応して対策を実施する。



第3節 関係者との連携協力の確保

市で対応が困難な場合は、県、関係機関等の応援、協定を締結している事業者等、自衛隊の災害派遣、災害ボランティア団体等と連携して対策を行う。

詳細については、第3章第3節「広域応援体制」及び第15節「災害ボランティア活動」を準用する。

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1 避難の基本方針

気象庁は、南海トラフにおいて異常な現象を観測した場合等において「南海トラフ地震に関連する情報」を発表し、国は、地方公共団体に対して防災対応について指示及び呼び掛けを行い、国民に対してその旨を周知する。

市は、この情報を基に、避難対策を行うものとする。

なお、避難対策については、国の「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」に準拠する。

第2 避難対策

1 市の体制

市の体制は、次のとおりとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。
警戒配備をしき、地震に関する情報を収集する。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されたとき。
第二配備をしき、災害対策本部を設置する。

2 巨大地震警戒対応

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、次の対応をとる。

- (1) 住民の自主避難に備え、避難場所（避難所）を開放する。
- (2) 住民に地震への備えの確認を呼び掛ける。

なお、避難は、概ね1週間程度継続し、続けて巨大地震注意対応に移行する。

3 巨大地震注意対応

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、次の対応をとる。

- (1) 住民に地震への備えの確認を呼び掛ける。

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画
 第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

異常現象の 評価	プレート境界のM8以上の地震（半割れケース）	M7以上の地震（一部割れケース）	ゆっくりすべり
発表情報	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
（最短） 2時間程度 ～ 1週間	【巨大地震警戒対応】 ・日頃からの地震への備えを再確認する等 ・揺れが心配な住民は自主避難	【巨大地震注意対応】 ・日頃からの地震への備えを再確認する等	【巨大地震注意対応】 ・日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間後 ～ 2週間	【巨大地震注意対応】 ・日頃からの地震への備えを再確認する等	・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	
すべりが収まったと評価されるまで	・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。		
大規模地震発生まで			・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第2章第3節「災害に強いまちづくり」及び第4節「防災施設等の整備」を準用する。

第6節 防災訓練計画

第2章第1節「地域防災力の向上」を準用する。

第7節 防災教育・知識の普及・啓発

第2章第2節「防災知識の普及・啓発」を準用する。

第5章 災害復旧・復興対策計画

第1節 災害復旧

第1 計画の方針

災害復旧は、災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せ、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設、改良等、将来の災害に備える観点から、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して事業計画を策定し行う。

なお、大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、可及的速やかに実施するために復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2 災害復旧事業

市が行う災害復旧事業は、概ね次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川災害復旧事業計画
- (2) 砂防設備災害復旧事業計画
- (3) 道路、橋りょう災害復旧事業計画
- (4) 下水道災害復旧事業計画
- (5) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

- (1) 農地、農業用施設災害復旧事業計画
- (2) 林業用施設災害復旧事業計画
- (3) 漁業用施設災害復旧事業計画
- (4) 共同利用施設災害復旧事業計画

3 中小企業施設災害復旧事業計画

4 都市災害復旧事業計画

5 上水道等災害復旧事業計画

6 住宅災害復旧事業計画

7 社会福祉施設災害復旧事業計画

8 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画

9 学校教育施設災害復旧事業計画

10 社会教育施設災害復旧事業計画

11 その他災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定に関する計画

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう努める。

知事は、市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせる。

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。